

研究会における議論等を踏まえた修正等について
(N 生活関連サービス業, 娯楽業)

○ 産業別生産物リスト (80 娯楽業)	1
○ 産業別生産物リスト (80 娯楽業) (第 13 回研究会時点)	5
○ 801 映画館	9
○ 802 興行場 (別掲を除く), 興行団	11
○ 803 競輪・競馬等の競争場, 競技団	19
○ 804 スポーツ施設提供業、805 公園, 遊園地、806 遊戯場、809 その他の娯楽業	25

(修正案)

大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業

JSIC		二次原案生産物リスト			JSIC		二次原案生産物リスト			JSIC		二次原案生産物リスト		
分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード
80	娯楽業						P	駐車場・自転車駐輪場サービス	6810964800			8030261200	オートレース	
800	管理, 補助的経済活動を行う事業所(80 娯楽業)						P	駐車場サービス	6810964803			8030261203	オートレースの入場及び投票サービス(オートレースの投票券受託販売サービスを除く)	
801	映画館						P	自転車駐輪場サービス	6810964806			8030261206	オートレースの投票券受託販売サービス	
8011	映画館	8010260300	映画上映サービス				P	会議室等賃貸サービス	6810963000			8030261500	宝くじ	
		8010260303	映画上映サービス				P	会議室等賃貸サービス	6810963003		12, 13	8030261503	宝くじ(宝くじ売りさばき・当せん金支払受託サービスを除く)	
		P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900			P	スポーツ施設利用サービス				8030261506	宝くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービス)	
		P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903			P	野球場利用サービス				8030261800	スポーツ振興くじ	
		P	持ち帰り飲食サービス	7500960906			P	サッカー場利用サービス				8030261803	スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービスを除く)	
		P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909			P	ゴルフ場利用サービス				8030261806	スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービス)	
		P	小売サービス				P	フィットネスクラブ利用サービス				P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900
		P	小売サービス				P	ボウリング場利用サービス				P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903
		P	広告スペース提供サービス				P	その他のスポーツ施設利用サービス				P	持ち帰り飲食サービス	7500960906
		P	広告スペース提供サービス				P	映像著作物の使用許諾サービス				P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909
		P	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)				P	映像著作物の使用許諾サービス(テレビ中継放映権付与サービスを除く)				P	小売サービス	
		P	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)				P	テレビ中継放映権付与サービス				P	小売サービス	
		P	会議室等賃貸サービス	6810963000			P	音楽・音声著作物の使用許諾サービス				P	駐車場・自転車駐輪場サービス	6810964800
		P	会議室等賃貸サービス	6810963003			P	音楽・音響・音声著作物の使用許諾サービス(ラジオ中継放送権付与サービスを除く)				P	駐車場サービス	6810964803
							P	ラジオ中継放送権付与サービス				P	自転車駐輪場サービス	6810964806
802	興行場(別掲を除く), 興行団	8020960300	スポーツ興行サービス				P	産業財産権等の使用許諾サービス				P	映像著作物の使用許諾サービス	
8021	劇場	8020160303	スポーツ興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)				P	商標権の使用許諾サービス				P	映像著作物の使用許諾サービス(テレビ・ラジオ等放映権付与サービスを除く)	
8022	興行場	8020260306	スポーツ興行サービス(一般消費者からの入場料収入)				P	映像著作物のオリジナル				P	テレビ・ラジオ等放映権付与サービス	
8023	劇団	8020960399	スポーツ興行サービス(その他の収入)				P	映像著作物のオリジナル				P	映像著作物のオリジナル	
8024	楽団, 舞踏団	8020960600	演劇・演芸・音楽興行サービス				P	音楽・音声著作物のオリジナル				P	映像著作物のオリジナル	
8025	演芸・スポーツ等興行団	8020160603	演劇・演芸・音楽興行サービス(事業者との契約に基づく公演・演奏収入)				P	音楽・音声著作物のオリジナル				P	産業財産権等の使用許諾サービス	
		8020260606	演劇・演芸・音楽興行サービス(一般消費者からの入場料収入)				P	広告機会提供サービス				P	商標権の使用許諾サービス	
		8020960699	演劇・演芸・音楽興行サービス(その他の収入)				P	施設命名権付与サービス(ネーミングライツ)				P	広告場提供サービス	
		8020960900	美術・イベント・その他の興行サービス				P	スポンサーシップサービス				P	広告場提供サービス	
		8020260903	美術・イベント・その他の興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)				P	独占権付与サービス				P	広告機会提供サービス	
		8020160906	美術・イベント・その他の興行サービス(一般消費者からの入場料収入)				P	その他の広告機会提供サービス				P	施設命名権付与サービス(ネーミングライツ)	
		8020960999	美術・イベント・その他の興行サービス(その他の収入)									P	スポンサーシップサービス	
		8020961200	芸能人の育成・マネジメントサービス		803	競輪・競馬等の競走場, 競技団	8030260300	競輪				P	独占権付与サービス	
		8020961203	芸能人の育成・マネジメントサービス		8031	競輪場	8030260303	競輪の入場及び投票サービス(競輪の投票券受託販売サービスを除く)				P	その他の広告機会提供サービス	
		P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900	8032	競馬場	8030260306	競輪の投票券受託販売サービス				P	スポーツ施設利用サービス	
		P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903	8033	自動車・モーターボートの競走場	8030260600	競馬			12, 13	P	その他のスポーツ施設利用サービス	
		P	持ち帰り飲食サービス	7500960906	8034	競輪競技団	8030260603	競馬の入場及び投票サービス(競馬の投票券受託販売サービスを除く)						
		P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909	8035	競馬競技団	8030260606	競馬の投票券受託販売サービス						
		P	小売サービス		8036	自動車・モーターボートの競技団	8030260900	競艇						
		P	小売サービス				8030260903	競艇の入場及び投票サービス(投票券受託販売サービスを除く)						
							8030260906	競艇の投票券受託販売サービス						

JSIC				二次原案生産物リスト				JSIC				二次原案生産物リスト			
分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	
80	娯楽業						P	スポーツ・娯楽用品のレンタル	7050960600						
800	管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)						P	スポーツ用品のレンタル	7050960603						
804	スポーツ施設提供業	8000960300	スポーツ施設利用サービス	8000960300			P	娯楽用品のレンタル	7050960306						
8041	スポーツ施設提供業(別掲を除く)	8000160303	野球場利用サービス	8000160303			P	教養・技能教授サービス	8240260300						
8042	体育館	8000160306	サッカー場利用サービス	8000160306			P	音楽・ダンス教授サービス	8240260303						
8043	ゴルフ場	8000260309	ゴルフ場利用サービス	8000260309			P	スポーツ・健康教授サービス	8240260306						
8044	ゴルフ練習場	8000260312	フィットネスクラブ利用サービス	8000260312			P	語学教授サービス	8240260309						
8045	ボウリング場	8000260315	ボウリング場利用サービス	8000260315			P	職業技能教授サービス	8240260312						
8046	テニスコート	8000260399	その他のスポーツ施設利用サービス	8000260399			P	美術・工芸等教授サービス	8240260315						
8047	パティンゴ・テニス練習場	8000260600	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)	8000260600			P	その他の教養・技能教授サービス	8240260318						
8048	フィットネスクラブ	8000260603	ゲームセンター利用サービス	8000260603			P	コインロッカー・一時荷物預かりサービス	7940260300						
805	公園、遊園地	8000260606	カラオケボックス利用サービス	8000260606			P	コインロッカー・一時荷物預かりサービス	7940260303						
8051	公園	8000260609	インターネットカフェ利用サービス	8000260609			P	駐車場・自転車駐輪場サービス	6810964800						
8052	遊園地(テーマパークを除く)	8000260699	その他の娯楽施設利用サービス	8000260699			P	駐車場サービス	6810964803						
8053	テーマパーク	8000260900	遊園地・テーマパーク利用サービス	8000260900			P	自転車駐輪場サービス	6810964806						
806	遊戯場	8000260903	遊園地・テーマパーク利用サービス	8000260903			P	託児サービス							
8061	ビリヤード場	8000261200	公園利用サービス				P	託児サービス							
8062	囲碁・将棋所	8000261203	公園利用サービス				P	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス及び他に分類されないスペース賃貸サービスを除く)	6810162400						
8063	マージャンクラブ	8000161500	公園・スポーツ施設管理受託サービス				P	事務所用建物賃貸サービス	6810162403						
8064	パチンコホール	8000161503	公園・スポーツ施設管理受託サービス				P	店舗用建物賃貸サービス	6810162406						
8065	ゲームセンター	8000261800	パチンコ・パチスロサービス				P	物流施設賃貸サービス	6810162409						
8069	その他の遊戯場	8000261803	パチンコ・パチスロサービス				P	その他の非住宅用建物賃貸サービス	6810162499						
809	その他の娯楽業	8000262100	プレイガイドサービス				P	自動販売機等設置場所提供サービス	6810965100						
8091	ダンスホール	8000262103	プレイガイドサービス				P	自動販売機等設置場所提供サービス	6810965103						
8092	マリナー業	8000269900	その他の娯楽サービス				P	広告場所提供サービス							
8093	遊漁船業	8090269999	その他の娯楽サービス				P	広告場所提供サービス							
8094	芸き業	P	小売りサービス												
8095	カラオケボックス業	P	小売りサービス												
8096	娯楽に附帯するサービス業	P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900											
8099	他に分類されない娯楽業	P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903											
		P	持ち帰り飲食サービス	7500960906											
		P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909											

(注)分類コード(5、6桁目)
 ○ 5桁目(需要先識別コード)
 1:事業者向け
 2:一般消費者向け
 6:輸出向け
 9:混在・不明
 ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
 1:有形財
 2:無形財
 4:卸売サービス
 5:小売サービス
 6:サービス(卸売・小売を除く)
 9:混在・不明

JSIC		二次原案生産物リスト			JSIC		二次原案生産物リスト			JSIC		二次原案生産物リスト		
分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード
80	娯楽業						P	駐車場・自転車駐輪場サービス	6810964800			8030260900	競艇	
800	管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)						P	駐車場サービス	6810964803			8030260903	競艇(入場サービス)	
801	映画館						P	自転車駐輪場サービス	6810964806			8030260906	競艇(投票サービス)	
8011	映画館	8010260300	映画上映サービス				P	会議室等賃貸サービス	6810963000			8030260999	競艇(競艇場施設サービス)	
		8010260303	映画上映サービス				P	会議室等賃貸サービス	6810963003			8030261200	オートレース	
		P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900			P	スポーツ施設利用サービス				8030261203	オートレース(入場サービス)	
		P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903			P	野球場利用サービス				8030261206	オートレース(投票サービス)	
		P	持ち帰り飲食サービス	7500960906			P	サッカー場利用サービス				8030261299	オートレース(オートレース場施設サービス)	
		P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909			P	ゴルフ場利用サービス				8030261500	宝くじ	
		P	小売サービス				P	フィットネスクラブ利用サービス				8030261503	宝くじ(地方公共団体の収益金)	
		P	小売サービス				P	ボウリング場利用サービス				8030261506	宝くじ(発売等事務受託サービス)	
		P	広告スペース提供サービス				P	その他のスポーツ施設利用サービス				8030261509	宝くじ(売りさばき・当せん金支払サービス)	
		P	広告スペース提供サービス				P	映像著作物の使用許諾サービス				8030261800	スポーツ振興くじ	
		P	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)				P	映像著作物の使用許諾サービス(テレビ中継放映権付与サービスを除く)				8030261803	スポーツ振興くじ(スポーツ振興のための助成金等)	
		P	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)				P	テレビ中継放映権付与サービス				8030261806	スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払いサービス)	
		P	会議室等賃貸サービス	6810963000			P	音楽・音声著作物の使用許諾サービス				P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900
		P	会議室等賃貸サービス	6810963003			P	音楽・音響・音声著作物の使用許諾サービス(ラジオ中継放送権付与サービスを除く)				P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903
							P	ラジオ中継放送権付与サービス				P	持ち帰り飲食サービス	7500960906
802	興行場(別掲を除く)、興行団	8020960300	スポーツ興行サービス				P	産業財産権等の使用許諾サービス				P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909
8021	劇場	8020160303	スポーツ興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)				P	商標権の使用許諾サービス				P	小売サービス	
8022	興行場	8020260306	スポーツ興行サービス(一般消費者からの入場料収入)				P	映像著作物のオリジナル				P	小売サービス	
8023	劇団	8020960399	スポーツ興行サービス(その他の収入)				P	映像著作物のオリジナル				P	駐車場・自転車駐輪場サービス	6810964800
8024	楽団、舞踏団	8020960600	演劇・演芸・音楽興行サービス				P	音楽・音声著作物のオリジナル				P	駐車場サービス	6810964803
8025	演芸・スポーツ等興行団	8020160603	演劇・演芸・音楽興行サービス(事業者との契約に基づく公演・演奏収入)				P	音楽・音声著作物のオリジナル				P	自転車駐輪場サービス	6810964806
		8020260606	演劇・演芸・音楽興行サービス(一般消費者からの入場料収入)				P	広告機会提供サービス				P	映像著作物の使用許諾サービス	
		8020960699	演劇・演芸・音楽興行サービス(その他の収入)				P	施設命名権付与サービス(ネーミングライツ)				P	映像著作物の使用許諾サービス(テレビ中継放映権付与サービスを除く)	
		8020960900	美術・イベント・その他の興行サービス				P	スポンサーシップサービス				P	テレビ中継放映権付与サービス	
		8020260903	美術・イベント・その他の興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)				P	独占権付与サービス				P	映像著作物のオリジナル	
		8020160906	美術・イベント・その他の興行サービス(一般消費者からの入場料収入)				P	その他の広告機会提供サービス				P	映像著作物のオリジナル	
		8020960999	美術・イベント・その他の興行サービス(その他の収入)									P	産業財産権等の使用許諾サービス	
		8020961200	芸能人の育成・マネジメントサービス		803	競輪・競馬等の競走場、競技団	8030260300	競輪				P	商標権の使用許諾サービス	
		8020961203	芸能人の育成・マネジメントサービス		8031	競輪場	8030260303	競輪(入場サービス)				P	広告場所提供サービス	
		P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900	8032	競馬場	8030260306	競輪(投票サービス)				P	広告場所提供サービス	
		P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903	8033	自動車・モーターボートの競走場	8030260399	競輪(競輪場施設サービス)				P	広告機会提供サービス	
		P	持ち帰り飲食サービス	7500960906	8034	競輪競技団	8030260600	競馬				P	施設命名権付与サービス(ネーミングライツ)	
		P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909	8035	競馬競技団	8030260603	競馬(入場サービス)				P	スポンサーシップサービス	
		P	小売サービス		8036	自動車・モーターボートの競技団	8030260606	競馬(投票サービス)				P	独占権付与サービス	
		P	小売サービス				8030260699	競馬(競馬場施設サービス)				P	その他の広告機会提供サービス	

JSIC				二次原案生産物リスト				JSIC				二次原案生産物リスト			
分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード	
80	娯楽業						P	スポーツ・娯楽用品のレンタル	7050960600						
800	管理、補助的経済活動を行う事業所(80娯楽業)						P	スポーツ用品のレンタル	7050960603						
804	スポーツ施設提供業	8000960300	スポーツ施設利用サービス	8000960300			P	娯楽用品のレンタル	7050960306						
8041	スポーツ施設提供業(別掲を除く)	8000160303	野球場利用サービス	8000160303			P	教養・技能教授サービス	8240260300						
8042	体育館	8000160306	サッカー場利用サービス	8000160306			P	音楽・ダンス教授サービス	8240260303						
8043	ゴルフ場	8000260309	ゴルフ場利用サービス	8000260309			P	スポーツ・健康教授サービス	8240260306						
8044	ゴルフ練習場	8000260312	フィットネスクラブ利用サービス	8000260312			P	語学教授サービス	8240260309						
8045	ボウリング場	8000260315	ボウリング場利用サービス	8000260315			P	職業技能教授サービス	8240260312						
8046	テニスコート	8000260399	その他のスポーツ施設利用サービス	8000260399			P	美術・工芸等教授サービス	8240260315						
8047	パティンゴ・テニス練習場	8000260600	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)	8000260600			P	その他の教養・技能教授サービス	8240260318						
8048	フィットネスクラブ	8000260603	ゲームセンター利用サービス	8000260603			P	コインロッカー・一時荷物預かりサービス	7940260300						
805	公園、遊園地	8000260606	カラオケボックス利用サービス	8000260606			P	コインロッカー・一時荷物預かりサービス	7940260303						
8051	公園	8000260609	インターネットカフェ利用サービス	8000260609			P	駐車場・自転車駐輪場サービス	6810964800						
8052	遊園地(テーマパークを除く)	8000260699	その他の娯楽施設利用サービス	8000260699			P	駐車場サービス	6810964803						
8053	テーマパーク	8000260900	遊園地・テーマパーク利用サービス	8000260900			P	自転車駐輪場サービス	6810964806						
806	遊戯場	8000260903	遊園地・テーマパーク利用サービス	8000260903			P	託児サービス							
8061	ビリヤード場	8000261200	公園利用サービス				P	託児サービス							
8062	囲碁・将棋所	8000261203	公園利用サービス				P	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス及び他に分類されないスペース賃貸サービスを除く)	6810162400						
8063	マージャンクラブ	8000161500	公園・スポーツ施設管理受託サービス				P	事務所用建物賃貸サービス	6810162403						
8064	パチンコホール	8000161503	公園・スポーツ施設管理受託サービス				P	店舗用建物賃貸サービス	6810162406						
8065	ゲームセンター	8000261800	パチンコ・パチスロサービス				P	物流施設賃貸サービス	6810162409						
8069	その他の遊戯場	8000261803	パチンコ・パチスロサービス				P	その他の非住宅用建物賃貸サービス	6810162499						
809	その他の娯楽業	8000262100	プレイガイドサービス				P	自動販売機等設置場所提供サービス	6810965100						
8091	ダンスホール	8000262103	プレイガイドサービス				P	自動販売機等設置場所提供サービス	6810965103						
8092	マリナー業	8000269900	その他の娯楽サービス				P	広告場所提供サービス							
8093	遊漁船業	8090269999	その他の娯楽サービス				P	広告場所提供サービス							
8094	芸芸業	P	小売りサービス												
8095	カラオケボックス業	P	小売りサービス												
8096	娯楽に附帯するサービス業	P	飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960900											
8099	他に分類されない娯楽業	P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960903											
		P	持ち帰り飲食サービス	7500960906											
		P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	7500960909											

(注)分類コード(5、6桁目)
 ○ 5桁目(需要先識別コード)
 1:事業者向け
 2:一般消費者向け
 6:輸出向け
 9:混在・不明
 ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
 1:有形財
 2:無形財
 4:卸売サービス
 5:小売サービス
 6:サービス(卸売・小売を除く)
 9:混在・不明

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	801 映画館
細分類	8011 映画館

(注)分類コード(5、6桁目)
 ○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
 1:事業者向け 1:有形財
 2:一般消費者向け 2:無形財
 6:輸出向け 4:卸売サービス
 9:混在・不明 5:小売サービス
 6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	グループ名	具体的回答例
			8010260300	映画上映サービス	映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館でのサービス。映画興行以外に映画館を使用して行う、演劇、演芸などのサービスを含む		<平成28年経済センサス-活動調査>		<映画館>	
1	映画の入場料	映画劇場、映画館、映画祭、ドライブイン劇場、映画クラブなどの劇場での映画を見るための入場料。	8010260303	映画上映サービス	映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画を見るための入場サービス。演劇、演芸などを同時に行っているものを含む	一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。	映画館	商業的に映画の公開を行う事業	映画サービス	チケット収入
1.01	国内映画の入場料	邦画の入場料	80102603039	邦画の入場サービス	日本の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画を見るための入場サービス。				飲食サービス	飲食代収入
1.02	外国映画の入場料	洋画の入場料	80102603039	洋画の入場サービス	外国の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画を見るための入場サービス。				卸売サービス	物品販売収入
2	即時消費のため、調理提供又は分配された食事、軽食、その他の食品・ノンアルコール飲料	食事、スナック、その他の食品や飲み物を、すぐに調理または調理せずに提供すること。	P	飲食サービス(給食サービスを除く)		一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。			(回答のあった事業所数:7)	
			P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理・提供するサービスをいう。 ○レストラン、大衆食堂、専門料理店、居酒屋、社員食堂(給食サービスを除く)、ホテルのルームサービス	一次原案生産物リストを踏まえ、映画館の副業として想定される設定			業務種類名	
			P	持ち帰り飲食サービス	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内(車両等を含む)で調理し、持ち帰る状態で販売するサービスをいう。 ○持ち帰り弁当、移動販売(調理を行うもの)				映画館業務(入場料収入)	うち、インターネット受付(割合)
			P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理し、客の求める場所に配達するサービスをいう。 ○宅配ピザ屋、仕出し料理、配食サービス(給食サービスを除く)、ケータリングサービス ×ホテルのルームサービス				<平成23年産業連関表>	
3	キャンディー、包装されたクッキー、スナック食品の小売販売	キャンディー、包装されたクッキー、スナック食品の小売販売	P	小売サービス		本分類については、I 卸売業、小売業の議論を踏まえて検討			細品目(10桁)名	
			P	小売サービス		一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。			映画館	
4	即時消費のため、調理又は分配されたアルコール飲料	すぐに消費するためにコップなどに準備されたアルコール飲料。		-		飲食サービス(給食サービスを除く)に含まれる			<国民経済計算(平成23年度基準版)>	
5	その他の広告スペース、時間及び類似したサービス	その他の広告スペースと時間の有料販売および広告に関連するサービス。	P	広告スペース提供サービス		本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討			コモ6桁分類名	
			P	広告スペース提供サービス					映画館	
6	ビデオ及びその他のコイン式のゲーム、乗物	コイン式の娯楽用ゲームや乗り物の提供。	P			本分類については、N806遊戯場の議論を踏まえて検討				
			P							
7	商業用スペースのレンタル、リース	その他の広告スペースと時間の有料販売および広告に関連するサービス。	P	会議室等賃貸サービス						
			P	会議室等賃貸サービス	会議、研修、イベントなどに使用する部屋やスペース時間又は日数単位で賃貸するサービス。	一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。				

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード)
1:事業者向け
2:一般消費者向け
6:輸出处
9:混在・不明
○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:有形財
2:無形財
4:卸売サービス
5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
1	即時消費のため、調理提供又は分配された食事、軽食、その他の食品・ノンアルコール飲料	食事、スナック、その他の食品や飲み物を、すぐに調理または調理せずに提供すること。含まれるもの:食品を消費する者が購入した食品および飲料、または食品を消費する者のために企業または施設によって購入される。除外するもの:直前に消費するのではなく、保存用にパッケージ化された食品および飲料の小売。パッケージ化された食品及び飲料(自動販売機を含む)の再販サービス。	P	飲食サービス(給食サービスを除く)		一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。	<平成28年経済センサス-活動調査>		<興行場(別掲を除く)、興行団>	
							調査品目名	内容例示	施設場所賃貸サービス	施設利用料収入
2	即時消費のため、調理又は分配されたアルコール飲料	食事、スナック、その他の食品や飲み物を、すぐに調理または調理せずに提供すること。含まれるもの:食品を消費する者が購入した食品および飲料、または食品を消費する者のために企業または施設によって購入される。除外するもの:直前に消費するのではなく、保存用にパッケージ化された食品および飲料の小売。パッケージ化された食品及び飲料(自動販売機を含む)の再販サービス。	P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理・提供するサービスをいう。 ○レストラン、大衆食堂、専門料理店、居酒屋、社員食堂(給食サービスを除く)、ホテルのルームサービス	一次原案生産物リストを踏まえ、本産業の副業として想定される設定	<特定サービス産業実態調査>			
							業務種類名	内容例示	会員サービス	会費収入
			P	持ち帰り飲食サービス	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内(車両等を含む)で調理し、持ち帰る状態で販売するサービスをいう。 ○持ち帰り弁当、移動販売(調理を行うもの)		入場料・興行収入		スポーツイベント入場料	年間契約席収入
			P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理し、客の求める場所に配達するサービスをいう。 ○宅配ピザ屋、仕出し料理、配食サービス(給食サービスを除く)、ケータリングサービス ×ホテルのルームサービス		入場料・興行収入		入場料収入	
3	男性用衣料の小売販売	小売業の生産物	P	小売サービス		本分類については、I 卸売業、小売業の議論を踏まえて検討	興行場、興行団業務		飲食サービス	飲食売店販売収入
4	女性用衣料の小売販売	小売業の生産物	P	小売サービス		一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。	興行場、興行団業務		飲食サービス	飲食売店販売収入
5	子ども服の小売販売(男児、女児、乳幼児の衣料、アクセサリを含む)	小売業の生産物		-		小売サービスに含まれる	興行場、興行団業務		飲食サービス	飲食売店販売収入
6	絵画、彫刻、その他の芸術品	小売業の生産物					興行場、興行団業務		飲食サービス	飲食売店販売収入
7	骨董品・収集品・芸術品・その他の中古品の小売販売(輸送・機械品を除く)	小売業の生産物					興行場、興行団業務		飲食サービス	飲食売店販売収入
8	他に分類されない家庭用品・身の回り品の小売販売	小売業の生産物					興行場、興行団業務		飲食サービス	飲食売店販売収入
9	舞台芸術のライブ公演の入場料	演劇、音楽、ダンスや企業のライブパフォーマンスに参加するための入場料。この製品の収入には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドルなど。	8020960600	演劇・演芸・音楽興行サービス	事業者との契約に基づき又は一般消費者から入場料を取って演劇・演芸・音楽の公演・演奏を行うサービスをいう。 ○演劇、歌劇、歌舞伎、人形劇、ミュージカル、バレエ、日本舞踊、お芝居・歌謡ショー(二部構成)、落語、漫才、講談、浪曲、見世物、軽業、曲芸、各種音楽コンサート(ポピュラー音楽、クラシック音楽等)、演奏会、ディナーショーなど		演劇		知的財産及び関連サービス	放送料収入
							音楽		知的財産及び関連サービス	放送料収入
9.01	劇場ライブ公演の入場料(音楽以外)	音楽以外のアーティストおよび企業のライブパフォーマンスに参加するための入場料。この製品の収入には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドル	8020160603	演劇・演芸・音楽興行サービス(事業者との契約に基づく公演・演奏収入)	事業者との契約に基づき、イベントやテレビ番組等での公演、CD等の原盤制作のための公演・演奏を提供するサービスをいう。	一次原案生産物リスト及び特定サービス産業実態調査を踏まえ設定 本生産物は「知的財産の制作(請負)サービス」として設定	演劇		知的財産及び関連サービス	放送料収入
							音楽		知的財産及び関連サービス	放送料収入
9.02	ミュージカル・オペラのライブ公演の入場料	ミュージカルやオペラを見るための入場料。この製品の収益には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれます。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドル	8020260606	演劇・演芸・音楽興行サービス(一般消費者からの入場料収入)	一般消費者から入場料を取って舞台芸術・音楽興行を提供するサービスをいう。	一次原案生産物リスト及び特定サービス産業実態調査を踏まえ設定	演劇		知的財産及び関連サービス	放送料収入
							音楽		知的財産及び関連サービス	放送料収入
9.03	交響曲・クラシック音楽のライブ公演の入場料	シンフォニーやクラシック音楽のアーティストや企業のライブパフォーマンスに参加するための入場料。この製品の収益には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドル	8020960699	演劇・演芸・音楽興行サービス(その他の収入)	所属俳優等の肖像権(パブリシティ権)収入や出演料収入のほか、施設会員会費収入、ファンクラブ会費収入など	"	演劇		知的財産及び関連サービス	放送料収入
							音楽		知的財産及び関連サービス	放送料収入
9.04	ポピュラー音楽のライブ公演の入場料	人気の音楽アーティストや企業のライブパフォーマンスに参加するための入場料。この製品の収益には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドル				「演劇・演芸・音楽興行サービス(一般消費者からの入場料収入)」に含まれる	演劇		知的財産及び関連サービス	放送料収入
							音楽		知的財産及び関連サービス	放送料収入

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:事業者向け 1:有形財
2:一般消費者向け 2:無形財
6:輸出处 4:卸売サービス
9:混在・不明 5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
9.05	ダンスのライブ公演の入場料(音楽及び音楽以外)	ダンス、バレエなどを見るための入場料。この製品の収益には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドル					その他			
9.06	公式行事及び演説の入場料	アーティスト、選手、芸能人、その他の著名人によるライブ公演やスピーチに参加するための入場料。この製品の収益には、入場料およびカバレッジ料金、および主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。飲食サービスや舞台裏での入場バンドル	8020960900	美術・イベント・その他の興行サービス	事業者との契約に基づき又は一般消費者から入場料を取って絵画展・書道展などの美術展、講演会・各種催しなどのイベントを行うサービスをいう。 ○絵画展、展覧会、書道展、彫刻展、講演会、諸集会、映画上映、各種催しなど		興行場(映画館を除く)・興行団			
9.07	他に分類されない舞台芸術のライブ公演の入場料	舞台芸術などの入場料に分類されない入場料。	8020260903	美術・イベント・その他の興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)	事業者との契約に基づき、絵画展・書道展などの美術展、講演会・各種催しなどのイベントを行うサービスをいう。	一次原案生産物リスト及び特定サービス産業実態調査を踏まえ設定	コモ6桁分類名			
			8020160906	美術・イベント・その他の興行サービス(一般消費者からの入場料収入)	一般消費者から入場料を取って、絵画展・書道展などの美術展、講演会・各種催しなどのイベントを行うサービスをいう。	〃	興行場(映画館を除く)・興行団			
			8020960999	美術・イベント・その他の興行サービス(その他の収入)	著述家、芸術家等の肖像権(パブリシティ権)収入や出演料収入のほか、施設会費収入、ファンクラブ会費収入など	〃				
10	舞台芸術愛好会や文化施設の会員サービス	舞台芸術愛好会や文化施設の会員サービス		-		各種興行サービスの「その他の収入」に含まれる				
10.01	舞台芸術愛好会やクラブの会員サービス	入会手数料や年会費の支払いなどと引き換えに、舞台芸術協会やクラブからメンバーに提供される一連のサービス。組織の会員イベントおよび意思決定活動に参加する権利、会報など出版物の提供、特定の商品やサービスを割引価格で手配するなどのサービスが含まれる場合がある。例えば組織の公演への無料入場料やディスカウント入場料。除外項目:建物やその他の施設の非居住空間のレンタル。特定のサービスの支払いである会費は、サービスに対応する製品に分類される。								
10.02	文化施設(舞台芸術愛好会やクラブを除く)の会員サービス	入場料や年会費などの支払いと引き換えに、博物館、史跡、動物園、植物園、自然界団体から会員に提供される一連のサービス。会員サービスのバンドルには、会員向けのイベントや組織の意思決定活動に参加する権利、会報など出版物の提供、特定の商品やサービスを割引価格で提供するなどのサービスが含まれる場合がある。例えば組織施設への無料または割引の入場許可。除外項目:建物やその他の施設の非居住空間のレンタル。								
11	スポーツイベントの入場料	スポーツイベントに出席するための入場料。収入には、入場料およびカバレッジ料金、ならびに主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:ホッケー、フットボール、野球、バスケットボールの試合、テニス試合、アイススケート競技、自動車とトラック競走、サッカー試合、競馬などへの入場。個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。	8020960300	スポーツ興行サービス	事業者との契約に基づき又は一般消費者から入場料を取ってスポーツ興行を提供するサービスをいう。 ○プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなど					
			8020160303	スポーツ興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)	事業者との契約に基づき、プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレス等のスポーツ興行を提供するサービスをいう。	一次原案生産物リスト及び特定サービス産業実態調査を踏まえ設定				
			8020260306	スポーツ興行サービス(一般消費者からの入場料収入)	一般消費者から入場料を取って、プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなどのスポーツ興行を提供するサービスをいう。	〃				
			8020960399	スポーツ興行サービス(その他の収入)	所属選手の肖像権(パブリシティ権)収入や出演料収入のほか、ファンクラブ会費収入など	〃				
12	スポーツ指導サービス	競技力の向上と意欲を持たせるようにデザインされたスポーツ指導サービス。特定のスポーツの技術指導、一般的な体力を改善するためのエクササイズと栄養アドバイスのやモニタリングなどを含む。		-		本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない				
13	テーブル賭博ゲーム	人を相手に行うテーブルゲーム。含まれるもの:ブラックジャック、クラップス、ルーレット、ポーカーなど 除外項目:インターネットを介して行われる実際またはシミュレートされたテーブルゲームは、インターネットギャンブル製品に含まれる。								

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:事業者向け 1:有形財
2:一般消費者向け 2:無形財
6:輸出向け 4:卸売サービス
9:混在・不明 5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
14	ギャンブルマシン	電子的及び機械的なギャンブルマシンを提供する。使用されるギャンブルマシンは、ディーラーとは独立して機能し、タイミングはギャンブラーによって制御される。含まれるもの:スロットマシン、ビデオ宝くじ端末、ビデオポーカーへのアクセスを提供する。コイン式及びその他のセルフサービスギャンブルマシン。								
14.01	パリティミュエル方式のスポーツギャンブル	パリティミュエル(公営競技投票券やロトなどの配当を決定する一つの方法)方式で行うレースやスポーツイベントなどのギャンブル。オペレータはすべてのギャンブラーの賭けをプールし、手数料を払い、残りの金額を勝者に分配する。								
14.02	パリティミュエル方式のスポーツギャンブル(イベント開催地で)	イベント開催地でパリティミュエル(公営競技投票券やロトなどの配当を決定する一つの方法)方式で行う競技やスポーツイベントなどのギャンブル。オペレータはすべてのギャンブラーの賭けをプールし、手数料を払い、残りの金額を勝者に分配する。含まれるもの:イベントが発生した場所で、競馬、犬レース、ジャイアライなどのゲームを行う。								
14.03	パリティミュエル方式のスポーツギャンブル(イベント開催地以外)	イベント開催地以外でパリティミュエル(公営競技投票券やロトなどの配当を決定する一つの方法)方式で行う競技やスポーツイベントなどのギャンブル。オペレータはすべてのギャンブラーの賭けをプールし、手数料を取り、残りの金額を勝者に配る。含まれるもの:競技場で行われた競技で、他の競技場で行われているパリティミュエルベット(「サイマルキャスト」ベッティングと呼ばれることもある)。任意のイベントサイトから離れた場所にある賭け施設で行われたパリティミュエルベット(「オフトラック賭博」とも呼ばれる)。インターネット接続を使用して実際に(シミュレートされていない)レースで行われた交渉。競馬、犬レース、ジャイアライなどの賭けが発生した場所から離れたところで行われるパリティミュエルの賭け。								
15	レジャー・レクリエーション・アスレチックの教授プログラム	レクリエーションおよびレジャー関連活動に対する評価と能力の開発に焦点を当てた教育プログラムおよびコースを提供。これにより表彰やその他の認定が得られる、学術的な資格やキャリア資格はない。								
16	駐車サービス	自動車、オートバイ、自転車用の駐車場の提供。含まれるもの:アパートの駐車場やガレージで提供される駐車サービスなどの居住用駐車スペース。	P	駐車場・自転車駐輪場サービス						
			P	駐車場サービス	自動車、オートバイの駐車スペースを提供するサービス。	一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。				
			P	自転車駐輪場サービス	自転車の駐輪スペースを提供するサービス。	〃				
17	トレード、職業、技術的、専門能力開発研修プログラム	技術の向上やキャリアアップのための多様な教育プログラムの提供(職業訓練校、民間職業学校などのプログラムなどを含む)。		-						本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない
18	その他の会員サービス(宗教集会を含む)	団体(労働組合、市民団体、社会団体、舞台芸術団体、クラブ、博物館、史跡、動物園、植物園、自然界団体、企業や専門職団体を除く)が会員に提供する一連のサービス。組織のイベントや意思決定に参加する権利が含まれる場合がある。組織の会報などの出版物や特定の商品やサービスを割引価格で手配するなどのサービスを含む。含まれるもの:会費や会費が支払われているかどうかに関わらず、宗教的集会の会員のために行われた宗教的サービス(例:バプテスマ、確認、結婚式など)。除外項目:会議室や教会ホールなどのレンタルは、製品2.8にあります。建物やその他の施設の非居住空間のレンタル、教育訓練コースは別売です。特定のサービスの支払いである会費は、サービスに対応する製品に分類されます。例えば、パフォーマンス芸術社会に主に出席する会費は、主にその社会の公演の入場権のために、入場授賞式に分類されます。メンバーシップまたはイニシエーション手数料は、メンバーシップの終了時に払い戻すか、譲渡可能なアセットです。								
19	自己口座における売買目的有価証券・商品契約	資産増加のための自己勘定での証券および商品契約の売買。		-						本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない
20	商業用スペースのレンタル、リース	建物やそのスペースを借りたりして、商品の小売販売やサービスを提供すること(例:食べ物や飲み物の準備、映画館、銀行、美容院など)。含まれるもの:エンターテイメント、スポーツ施設およびその他の施設のレンタルまたはリース。ホテルやオフィスのロビーで小売スペースとレストランスペースをレンタルまたはリース。除外項目:自動販売機、ビデオゲーム、子供の機械式乗り物などのコイン式およびセルフサービス型機械の設置場所の提供。	P	会議室等賃貸サービス						
			P	会議室等賃貸サービス	会議、研修、イベントなどに使用する部屋やスペース	一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。				

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード)
1:事業者向け
2:一般消費者向け
6:輸出处
9:混在・不明
○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:有形財
2:無形財
4:卸売サービス
5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原産生産物リスト			F列 二次原産生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
21	スポーツ・娯楽・その他のイベント用スペースのレンタル	スポーツ、エンターテイメント、その他のイベントを紹介するためのスペースの貸し出し。含まれるもの:競技場、劇場のレンタルまたはリース 除外項目:スポーツやエンターテイメントのイベントへの入学。	P	スポーツ施設利用サービス	主としてプロスポーツの興行に使用されるスポーツ施設を含む。	本分類については、N804スポーツ施設提供業の議論を踏まえて検討				
			P	野球場利用サービス	主として野球競技を行うための施設を提供するサービス	一次原産生産物リスト及び特定サービス産業実態調査を踏まえ設定				
			P	サッカー場利用サービス	主としてサッカー競技を行うための施設を提供するサービス	〃				
			P	ゴルフ場利用サービス	ゴルフ競技を行うための施設を提供するサービス。 ○ゴルフ練習場、キャディーサービス					
			P	フィットネスクラブ利用サービス	室内プール、トレーニングルーム、スタジオなどの運動施設を有し、会員に提供するサービス。					
			P	ボウリング場利用サービス	ボウリング競技を行うための施設を提供するサービス。					
			P	その他のスポーツ施設利用サービス	その他のスポーツを行うための施設を提供するサービス。 ○テニス場、アイススケート場、卓球場、フットサル場、バッティングセンター、テニス練習場、ボルダリングジム					
22	コイン式セルフサービスギャンブルマシンのホスティング	電子的及び機械的なギャンブルマシンへのアクセスの提供。		-		本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない				
23	商業・サービス産業用機械装置の賃貸(オペレーターなし)	商業用およびサービス産業用機械器具のレンタルまたはリース(オペレーターなし)。含まれるもの:医療機器のレンタルまたはリース。視聴覚機器、演劇用機器(衣装やワードローブを除く)交通安全看板および機器:洗濯およびドライクリーニング装置:自動販売機:アミューズメント機器:商業用冷凍設備など 除外項目:ファイナンス/キャピタルリースは、ファイナンスリース。オペレーターと機器の貸し出しとリース。メンテナンスおよび修理サービスは商用、工業用およびその他の機械装置のメンテナンスおよび修理および関連サービス。		-						
24	著作権により保護された知的財産物の権利の売切り	著作権により保護された知的財産物の権利の売切り		-		知的財産関連生産物の設定方針(案)では、知的財産の譲渡は設定しないこととしているが、基礎統計における把握の必要性等も考慮し、生産物分類における扱いについて引き続き検討				
25	著作権により保護された知的財産物の使用許諾	著作権法によって暗黙又は明示的に保護される知的財産のライセンス(例:ソフトウェア、書籍、映画、音楽作品、舞台芸術作品、建築図面、美術品など)	P	映像著作物の使用許諾サービス		知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
25.01	著作権により保護された視聴覚作品の配信許諾(他者向け)	ライセンスが所有または管理する著作権によって保護された視聴覚作品を、映画館、テレビ、および家庭用ビデオレンタル市場に配布する許可を与えるか、または他の販売業者にそのような権利をサブライセンスする(他者向け)。	P	映像著作物の使用許諾サービス(テレビ中継放映権付与サービスを除く)	映画、ビデオ、動画、テレビ番組、アニメーション、テレビCMなどの著作権法により保護された映像著作物の使用許諾サービスをいう。	本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
			P	テレビ中継放映権付与サービス	テレビ、インターネットテレビ等のメディアに対して、スポーツ中継や演劇・演芸・音楽等のライブ公演のテレビ放映権を付与するサービスをいう。	〃				
25.02	著作権により保護された視聴覚作品の公開、放送、レンタル許諾	ライセンスが所有または管理している著作権によって保護されている視聴覚作品を展示、放送、およびレンタルする許可を与える。	P	音楽・音声著作物の使用許諾サービス		知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
25.03	他に分類されない、著作権により保護された視聴覚作品のその他の使用許諾	著作権により保護された視聴覚作品のその他の使用許諾に分類されないサービス	P	音楽・音響・音声著作物の使用許諾サービス(ラジオ中継放送権付与サービスを除く)	音楽、音響、音声、ラジオ番組、ラジオCMなどの著作権法により保護された音楽・音声著作物の使用許諾サービスをいう。	本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
			P	ラジオ中継放送権付与サービス	ラジオ、インターネットラジオ等のメディアに対して、スポーツ中継や演劇・演芸・音楽等のライブ公演のラジオ放送権を付与するサービスをいう。	〃				
25.04	著作権により保護された楽曲の使用許諾	ライセンスが所有または管理する著作権によって暗黙または明示的に保護されている楽曲の使用許諾。楽曲は、歌詞、音楽、またはその両方。含まれるもの:インターネットラジオや楽曲の録音を含むサウンドファイルが「オンデマンド」で利用できない他の同様のプログラムで楽曲を使用するためのライセンス。ライセンスによる一時的な権利移転、売却による個人の権利の恒久的移転(機械的権利、同期権、または大権のみ)。除外項目:著作権で保護された音楽録音を使用するためのライセンスは、著作権で保護された音楽録音を使用する権利のライセンス。知的財産の売却により付与されたすべての権利の恒久的移転。		-		「音楽・音声著作物の使用許諾サービス」に含まれる				

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:事業者向け 1:有形財
2:一般消費者向け 2:無形財
6:輸出向け 4:卸売サービス
9:混在・不明 5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原産生産物リスト			F列 二次原産生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
25.05	著作権により保護された知的財産物の使用許諾(視聴覚作品、楽曲及び録音を除く)	ライセンスが所有または管理する著作権で保護された知的財産の使用。コンピュータソフトウェア、ブック、スクリーン、映画とステージ演劇原稿、振り付けと音楽の構成、イメージ効果のデザイン、舞台芸術の作品、建築の図面、写真と美術のように暗黙または明示的に著作権で保護されているプロパティを使用するためのライセンスを含みます。 含むもの:放送、出版、複製、記録、改変、組み込み、配布のライセンス許諾、または合意された期間、方法、場所において著作権保護された知的財産の賃貸権(別の形式、媒体、言語または地域での再生産権又はこれらへの適応権利)のライセンス許諾。ライセンスによる一時的な権利移転。権利売却を通じた、個別または一部の権利(本及び/または映画に限定、というような)の恒久的移転除外するもの:知的財産の売却により付与されたすべての権利の恒久的移転。スポーツイベントを放送する権利の付与。								
26	商標により保護された知的財産物の使用許諾	ライセンスが所有または管理している商標権(名称、シンボル、ロゴなど)。含まれるもの:商品ライセンス。	P	産業財産権等の使用許諾サービス	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)のほか、回路配置利用権、育成者権、ノウハウ(技術情報)等の使用許諾サービスをいう。	知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
			P	商標権の使用許諾サービス	商標権の使用許諾サービスをいう。 ○商品化権利収入	知的財産関連生産物については、今後、個別分野における議論を踏まえて、産業横断的に整理する予定				
27	契約のもとに生産され、著作権により保護される芸術的及び文学的知的財産			-						前出「演劇・演芸・音楽興行サービス(事業者との契約に基づく公演・演奏収入)」に含まれる
27.01	契約のもとに制作された舞台芸術のライブ公演	プロモーター、会社の所有者などとの契約に基づき、舞台芸術の生公演を行うこと。								
27.02	劇場ライブ公演の契約(音楽以外)	プロモーター、会場の所有者などとの契約に基づき、生演奏以外の演奏や演劇の演出を行うこと。 含まれるもの:知的財産ライセンス契約とは別の契約や、パフォーマンスと知的財産ライセンスサービスをバンドルする契約の下で提供されるパフォーマンス。 除外項目:パフォーマンスに起因する知的財産権の使用権の別々のライセンスは、著作権で保護された知的財産を使用する権利のライセンス供与。ライブパフォーマンスで商標財産を利用する権利の別々のライセンスは、製品10にあり。商標によって保護された知的財産を使用する権利のライセンス。								
27.03	ミュージカル・オペラのライブ公演の契約	プロモーター、会場所有者などと契約して生のミュージカル演劇やオペラ演奏を行うこと。 含まれるもの:知的財産ライセンス契約とは別の契約や、パフォーマンスと知的財産ライセンスサービスをバンドルする契約の下で提供されるパフォーマンス。 除外項目:パフォーマンスに起因する知的財産権の使用権の別々のライセンスは、著作権で保護された知的財産を使用する権利のライセンス供与。								
27.04	交響曲・クラシック音楽のライブ公演の契約	プロモーター、会場の所有者などと契約して生の交響楽団やクラシック音楽の演奏を行うこと。 含まれるもの:知的財産ライセンス契約とは別の契約や、パフォーマンスと知的財産ライセンスサービスをバンドルする契約の下で提供されるパフォーマンス。 除外項目:パフォーマンスに起因する知的財産権の使用権の別々のライセンスは、著作権で保護された知的財産を使用する権利のライセンス供与。								
27.05	ポピュラー音楽のライブ公演の契約	プロモーター、会場の所有者などとの契約に基づいて、生で人気の音楽演奏を行うこと。 含まれるもの:知的財産ライセンス契約とは別の契約や、パフォーマンスと知的財産ライセンスサービスをバンドルする契約の下で提供されるパフォーマンス。 除外項目:パフォーマンスに起因する知的財産権の使用権の別々のライセンスは、著作権で保護された知的財産を使用する権利のライセンス供与。								
27.06	ダンスのライブ公演の契約(音楽及び音楽以外)	プロモーター、会場の所有者などとの契約に基づいて、ダンスの生公演を行うこと。 含まれるもの:知的財産ライセンス契約とは別の契約や、パフォーマンスと知的財産ライセンスサービスをバンドルする契約の下で提供されるパフォーマンス。 除外項目:パフォーマンスに起因する知的財産権の使用権の別々のライセンスは、著作権で保護された知的財産を使用する権利のライセンス供与。								
27.07	公式行事及び演説の契約	プロモーター、会場の所有者、その他との契約に基づいて、生の公演やスピーチを行うこと。 含まれるもの:知的財産ライセンス契約とは別の契約や、パフォーマンスと知的財産ライセンスサービスをバンドルする契約の下で提供されるパフォーマンス。 除外項目:パフォーマンスに起因する知的財産権の使用権の別々のライセンスは、著作権で保護された知的財産を使用する権利のライセンス供与。								前出「美術・イベント・その他の興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)」に含まれる
27.08	他に分類されない舞台芸術のライブ公演の契約	舞台芸術のライブ公演の契約に分類されない舞台芸術のライブ公演の契約								

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード)
1:事業者向け
2:一般消費者向け
6:輸出向け
9:混在・不明
○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:有形財
2:無形財
4:卸売サービス
5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
27.09	契約に基づいて制作された公演の視聴覚作品	契約に基づいて制作された公演の視聴覚作品	P	映像著作物のオリジナル		知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
27.10	契約のもとに生産され、著作権により保護されるその他の芸術的及び文学的知的財産(ライブパフォーマンス及び視聴覚作品を除く)	契約のもとに生産され、著作権により保護されるその他の芸術的及び文学的知的財産(ライブパフォーマンス及び視聴覚作品を除く)	P	映像著作物のオリジナル	映画、ビデオ、動画、テレビ番組、アニメーション、テレビCM、スポーツ中継の録画などの著作権法により保護された映像著作物のオリジナル(フィルム、ビデオテープ、デジタルデータ等により記録されたもの)をいう。	本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
			P	音楽・音声著作物のオリジナル		知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
			P	音楽・音声著作物のオリジナル	音楽、音響、音声、ラジオ番組、ラジオCM、スポーツ中継の録音などの著作権法により保護された音楽・音声著作物のオリジナル(レコード、磁気テープ、デジタルデータ等により記録されたもの)をいう。	本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
28	スポーツイベント放送及びその他のメディア権	イベント、施設または音、画像、その他の情報を商業活動に利用する目的で、スポーツイベント、施設への利用権を与える。除外:スポーツイベントの著作権で保護された原放送を再放送または再利用する権利のライセンスは、著作権で保護された知的財産を放送する権利のライセンス。		-						「著作権の使用許諾サービス」に含まれる
28.01	スポーツイベント放映権	放送メディア(テレビ、ラジオ、インターネット、衛星、ケーブルを含む)の選定された一員に、チーム、リーグその他の団体が所有するスポーツイベントの生放送を制作し利用する権利を与える。契約は、ライブ放送イベントの放送を商業的に利用することが許可されている方法および放送から作成された知的財産の所有権に関して、各放送事業者に付与される特定の権利の限度を定めている。除外:スポーツイベントの著作権で保護された原放送を再放送または再利用する権利のライセンスは、著作権で保護された知的財産を放送する権利のライセンス。		-						
28.02	その他のスポーツイベントメディア権	イベント、施設または音、画像、その他の情報を商業活動に利用する目的で、スポーツイベント、施設への利用権を与える。契約は、許可されている利用の種類を定義し、音、画像、その他の情報に関連する知的財産権の所有権を指定することができる。除外項目:著作権で保護されたスポーツイベントのオリジナルブロードキャストを再放送または再利用する権利をライセンスすることは、著作権で保護された知的財産を放送する権利のライセンス。		-						
29	契約のもとに制作されるライブスポーツイベント	契約のもとに制作されるライブスポーツイベント		-						前出「スポーツ興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)」に含まれる
30	グラフィックデザインサービス(広告用を除く)	メッセージやコンセプトを伝えるために、テキストとグラフィックスを視覚的に組み合わせる。含まれるもの:企業アイデンティティ、ブランドアイデンティティのためのデザインサービス。文房具セット(名刺、レターヘッド、封筒)、広告材料:書籍、雑誌、新聞など。書体デザインサービス、および商用イラストレーションサービスなど。グラフィックデザインコンサルティングサービス。		-						本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない
31	出版物の広告スペース	新聞、定期刊行物、書籍、データベース、ディレクトリなどの出版物に広告を掲載するためのスペース。含まれるもの:出版物、オンライン、電子媒体などの出版物のスペース。広告スペースの提供にバンドルされた広告の作成とデザイン。		-						
32	テレビCM枠	コマーシャルなどの広告コンテンツの放送のために、テレビの放送時間を提供。		-						
33	インターネット広告	インターネットを介して配信される電子広告メッセージのためのスペース。		-						
34	専用ディスプレイ広告メディアスペース	ディスプレイ広告メディアスペースのリース。リース契約には、保管やローテーションなどの追加サービスが含まれる場合がある。		-						
34.01	電子及びその他の媒体の出版物の広告スペース(オンラインを除く)	オンライン以外の電子およびその他の媒体の出版物の広告スペースの有料販売		-						
34.02	その他の広告スペース、時間及び類似したサービス	その他の広告スペースと時間の有料販売および広告に関連するサービス。		-						
			P	広告機会提供サービス		本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
34.03	会場の命名権	通常、企業に販売され、会社のブランド名を浸透させたため、舞台芸術や顧客のスポーツ会場に名前を付ける権利を与える。	P	施設命名権付与サービス(ネーミングライツ)						
34.04	スポンサーシップ権	特定の商品またはサービス、または企業や他の事業体を、別の事業体が行う活動、製品、プロジェクトと関連付ける権利を与える。	P	スポンサーシップサービス						
34.05	承認サービス	プロのアスリートやパフォーマー、スポーツチーム、舞台芸術団体や企業によって製品の協賛を提供。		-						後出「その他の広告機会提供サービス」に含まれる

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	802 興行場(別掲を除く)、興行団
細分類	8021劇場、8022興行場、8023劇団、8024楽団・舞踏団、8025演芸・スポーツ等興行団

○特定サービス産業実態調査の調査項目をグループ化。更なる統合案あり。
○副業の「○○著作権の使用許諾サービス」より放映権の特掲について、検討課題

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:事業者向け 1:有形財
2:一般消費者向け 2:無形財
6:輸出向け 4:卸売サービス
9:混在・不明 5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
34.06	独占権	売り手が特定の商品やサービスのみを販売するよう要求する権利を与える。	p	独占権付与サービス						
34.07	他に分類されない広告スペース、時間及び類似したサービス	出版物の広告スペースなどに分類されない広告スペース、時間及び類似サービス	p	その他の広告機会提供サービス						
35	広報イベント管理サービス	特別のイベントやイベントの後援などを活用した広報戦略の策定と実施。		-						各種興行サービスの「その他の収入」に含まれる
36	視聴覚作品制作支援サービス	視聴覚作品の製作中に技術的および芸術的サポートサービスを提供。		-						本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない
37	他者による録音支援サービス	サウンドエンジニア、ナレーター、ミュージシャンなどのクリエイティブなサービスを提供し、他者の録音をサポート。		-						
38	キャリア管理サービス	アーティスト、選手、芸能人、その他の公的な人物の様々なキャリア関連活動(例:公演や公演の予約など)を管理・調整。	8020961200	芸能人の育成・マネジメントサービス						
39	代理サービス	アーティスト、選手、芸能人、その他の公人を代表して契約交渉を行うこと。	8020961203	芸能人の育成・マネジメントサービス	主として芸能事務所による芸能人の育成サービス及び所属芸能人等(スポーツ選手やその他の著名人を含む)の芸能活動の管理、契約代理、支援等を行うサービスをいう。 ○芸能事務所登録料、レッスン料など	一次原案生産物リスト及び特定サービス産業実態調査を踏まえ設定				
39.01	出演契約代理サービス	パフォーマンス契約の交渉において、アーティスト、選手、芸能人、および他の公的な人物を代表して助言すること。含まれるもの:法律上およびその他の専門的な表現。除外項目:個別に報告することができないバンドルされたキャリア管理と表現サービスは、キャリア管理サービス。		-						「芸能人等の育成・マネジメントサービス」に含まれる
39.02	スポンサーシップ及びコマーシャル契約代理サービス	スポンサーシップおよびコマーシャル契約を公人として代理で契約交渉を行うこと。		-						
39.03	その他の契約代理サービス	その他の契約を公人として代理で契約交渉を行うこと。		-						
40	レース用動物トレーニングサービス	競走馬や他の動物の訓練における専門知識の提供。		-						本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない

日本標準産業分類(2013年改定)		○生産物分類の設定にあたり、産業分類(細分類)の「開催会場」「競技団」を統合し、競技ごとに設定。 ○「7999他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、「宝くじ売りさばき業」を含め、「宝くじ」、「スポーツ振興くじ」を設定。バスケット項目のその他を非設定。 ○公営競技及びひくじの売上高について、払戻金を含めるか、否か。	(注)分類コード(5、6桁目) ○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード) 1:事業者向け 1:有形財 2:一般消費者向け 2:無形財 6:輸出向け 4:卸売サービス 9:混在・不明 5:小売サービス 6:サービス(卸売・小売を除く) 9:混在・不明
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業		
中分類	80 娯楽業		
小分類	803 競輪・競馬等の競争場、競技団		
細分類	8031競輪場、8032競馬場、8033自動車・モーターボートの競走場、8034競輪競技団、8035競馬競技団、8036自動車・モーターボートの競技団、(7999他に分類されないその他の生活関連サービス業(宝くじ))		

E列 一次原産物リスト			F列 二次原産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	グループ名	具体的回答例
1	即時消費のため、調理提供又は分配された食事、軽食、その他の食品・ノンアルコール飲料	食事、スナック、その他の食品や飲み物を、すぐに調理または調理せずに提供すること。含まれるもの:食品を消費する者が購入した食品および飲料、または食品を消費する者のために企業または施設によって購入される。除外するもの:直前に消費するのではなく、保存用にパッケージ化された食品および飲料の小売。パッケージ化された食品及び飲料(自動販売機を含む)の再販サービス。	P	飲食サービス(給食サービスを除く)		一次原産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。	<平成28年経済センサス-活動調査>		<競輪・競馬等の競争場、競技団>	
2	即時消費のため、調理又は分配されたアルコール飲料	すぐに消費するためにコップなどに準備されたアルコール飲料。バーやテーブルで飲み物を提供することができる。含まれるもの:運送事業の乗客が直接支払うアルコール飲料。除外項目:即席摂取のために調理され提供され、または調剤された非アルコール飲料。未開封の缶、ボトル、カートンまたは他の容器で販売されているアルコール飲料の小売りは、他の商品、小売用のサービスの再販。	P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理・提供するサービスをいう。 ○レストラン、大衆食堂、専門料理店、居酒屋、社員食堂(給食サービスを除く)、ホテルのルームサービス	一次原産物リストを踏まえ、本産業の副業として想定される設定			施設場所賃貸サービス	施設貸付料収入
			P	持ち帰り飲食サービス	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内(車両等を含む)で調理し、持ち帰る状態で販売するサービスをいう。 ○持ち帰り弁当、移動販売(調理を行うもの)				アミューズメントサービス	投票券収入 事業収入
			P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理し、客の求める場所に配達するサービスをいう。 ○宅配ピザ屋、仕出し料理、配食サービス(給食サービスを除く)、ケータリングサービス ×ホテルのルームサービス		<平成23年産業連関表>		その他	利息収入
3	男性用衣料の小売販売	男性用衣料の小売販売	P	小売サービス		本分類については、I 卸売業、小売業の議論を踏まえて検討	細品目(10桁)名		(回答のあった事業所数5以下)	
4	女性用衣料の小売販売	女性用衣料の小売販売	P	小売サービス		一次原産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。	競輪・競馬等の競争場、競技団			
5	子ども服の小売販売(男児、女児、乳幼児の衣料、アクセサリを含む)	子ども服の小売販売(男児、女児、乳幼児の衣料、アクセサリを含む)		-		小売サービスに含まれる				
6	他に分類されない家庭用品・身の回り品の小売販売	他に分類されない家庭用品・身の回り品の小売販売								
7	スポーツイベントの入場料	スポーツイベントに出席するための入場料。収入には、入場料およびカバレッション料金、ならびに主に入会権のために支払われる「会員資格」手数料が含まれる。含まれるもの:ホッケー、フットボール、野球、バスケットボールの試合、テニス試合、アイススケート競技、自動車とトラック競走、サッカー試合、競馬などへの入場。個人公演、シーズンチケット、個人席ライセンス、豪華なスイートまたはボックスのリースへの入場券の販売による入場。		-		後出の各種公営競技の「入場料収入」に含まれる	<国民経済計算(平成23年度基準版)>			
8	スポーツ指導サービス	競技力の向上と意欲を持たせるようにデザインされたスポーツ指導サービス。特定のスポーツの技術指導、一般的な体力を改善するためのエクササイズと栄養アドバイスのやモニタリングなどを含む。		-		本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない	コモ6桁分類名			
9	テーブル賭博ゲーム	人を相手に行うテーブルゲーム。含まれるもの:ブラックジャック、クラップス、ルーレット、ポーカーなど 除外項目:インターネットを介して行われる実際またはシミュレートされたテーブルゲームは、インターネットギャンブル製品に含まれる。								
10	ギャンブルマシン	電子的及び機械的なギャンブルマシンを提供する。使用されるギャンブルマシンは、ディーラーとは独立して機能し、タイミングはギャンブラーによって制御される。含まれるもの:スロットマシン、ビデオ宝くじ端末、ビデオポーカーへのアクセスを提供する。コイン式及びその他のセルフサービスギャンブルマシン。								
11	パリミュチュエル方式のスポーツギャンブル	パリミュチュエル(公営競技投票券やロトなどの配当を決定する方法)方式で行うレースやスポーツイベントなどのギャンブル。オペレーターはすべてのギャンブラーの賭けをプールし、手数料を払い、残りの金額を勝者に分配する。	8030260300	競輪	自転車競走法に基づき指定された自治体が公営競技として自転車競走(競輪)を施行及び実施するサービスをいう。競輪の実施を他者に委託して行う場合を含む ○入場料収入、投票券収入など ×競技場賃貸収入	一次原産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。				
11.01	パリミュチュエル方式のスポーツギャンブル(イベント開催地で)	イベント開催地でパリミュチュエル(公営競技投票券やロトなどの配当を決定する方法)方式で行う競技やスポーツイベントなどのギャンブル。オペレーターはすべてのギャンブラーの賭けをプールし、手数料を払い、残りの金額を勝者に分配する。含まれるもの:イベントが発生した場所で、競馬、犬レース、ジャイアライなどのゲームを行う。	8030260303	競輪の入場及び投票サービス(競輪の投票券受託販売サービスを除く)	入場料を徴収して競輪場への入場を許可するサービス(指定席に係る料金収入を含む)及び競輪の勝者投票券(車券)を発売するサービス。 ○入場料収入、指定席券収入、勝者投票券収入など ×投票券受託販売サービス	調査研究結果等を踏まえて設定				

日本標準産業分類(2013年改定)

大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	803 競輪・競馬等の競争場、競技団
細分類	8031競輪場、8032競馬場、8033自動車・モーターボートの競走場、8034競輪競技団、8035競馬競技団、8036自動車・モーターボートの競技団、(7999他に分類されないその他の生活関連サービス業(宝くじ))

○生産物分類の設定にあたり、産業分類(細分類)の「開催会場」「競技団」を統合し、競技ごとに設定。
 ○「7999他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、「宝くじ売りさばき業」を含め、「宝くじ」、「スポーツ振興くじ」を設定。バスケット項目のその他を非設定。
 ○公営競技及びひくじの売上高について、払戻金を含めるか、否か。

(注)分類コード(5、6桁目)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○ 5桁目(需要先識別コード) | ○ 6桁目(財・サービス識別コード) |
| 1:事業者向け | 1:有形財 |
| 2:一般消費者向け | 2:無形財 |
| 6:輸出处 | 4:卸売サービス |
| 9:混在・不明 | 5:小売サービス |
| | 6:サービス(卸売・小売を除く) |
| | 9:混在・不明 |

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	グループ名	具体的回答例
			8030260306	競輪の投票券受託販売サービス	委託を受けて自らが主催するレース以外のレースの投票券を販売するサービス。 ○受託販売手数料収入、場外車券場の手数料収入	〃				
11.02	パブリック方式のスポーツギャンブル(イベント開催地以外)	イベント開催地以外でパブリック方式(公営競技投票券やロトなどの配当を決定する方法)方式で行う競馬やスポーツイベントなどのギャンブル。オペレーターはすべてのギャンブラーの賭けをプールし、手数料を取り、残りの金額を勝者に配る。 含まれるもの:競馬場で行われた競馬で、他の競馬場で行われているパブリック方式の「サイマルギャンブル」ベッティングと呼ばれることもある。任意のイベントサイトから離れた場所にある賭け施設で行われたパブリック方式の「オフトラック賭博」とも呼ばれる。インターネット接続を使用して実際に(シミュレートされていない)レースで行われた交渉。競馬、犬レース、ジャイアントなどの賭けが発生した場所から離れたところで行われるパブリック方式の賭け。	8030260600	競馬	競馬法に基づき日本中央競馬会及び指定された自治体が公営競技として競馬を施行及び開催するサービスをいう。競馬の開催を他者に委託して行う場合を含む ○入場料収入、投票券収入など ×競馬場賃貸収入	一次原案生産物リスト及び調査研究結果を踏まえて設定。				
		12. 13	8030260603	競馬の入場及び投票サービス(競馬の投票券受託販売サービスを除く)	入場料を徴収して競馬場への入場を許可するサービス(指定席に係る料金収入を含む)及び競馬の勝馬投票券(馬券)を発売するサービス。 ○入場料収入、指定席券収入、勝馬投票券収入など ×投票券受託販売サービス	調査研究結果等を踏まえて設定				
			8030260606	競馬の投票券受託販売サービス	委託を受けて自らが主催するレース以外のレースの投票券を販売するサービス。 ○受託販売手数料収入、場外馬券場の手数料収入	〃				
			8030260900	競艇	モーターボート競走法に基づき指定された自治体が公営競技としてモーターボート競走(競艇)を施行及び実施するサービスをいう。競艇の実施を他者に委託して行う場合を含む ○入場料収入、投票券収入など ×競馬場賃貸収入					
			8030260903	競艇の入場及び投票サービス(競艇の投票券受託販売サービスを除く)	入場料を徴収して競艇場への入場を許可するサービス(指定席に係る料金収入を含む)及び競艇の勝馬投票券(舟券)を発売するサービス。 ○入場料収入、指定席券収入、勝馬投票券収入など ×投票券受託販売サービス					
			8030260906	競艇の投票券受託販売サービス	委託を受けて自らが主催するレース以外のレースの投票券を販売するサービス。 ○受託販売手数料収入、場外発売場の手数料収入					
			8030261200	オートレース	小型自動車競走法に基づき指定された自治体が公営競技として小型自動車競走(オートレース)を施行及び実施するサービスをいう。オートレースの実施を他者に委託して行う場合を含む ○入場料収入、投票券収入など ×競馬場賃貸収入					
			8030261203	オートレースの入場及び投票サービス(オートレースの投票券受託販売サービスを除く)	入場料を徴収してオートレース場への入場を許可するサービス(指定席に係る料金収入を含む)及びオートレースの投票券(車券)を発売するサービス。 ○入場料収入、指定席券収入、車券収入など ×投票券受託販売サービス					
			8030261206	オートレースの投票券受託販売サービス	委託を受けて自らが主催するレース以外のレースの投票券を販売するサービス。 ○受託販売手数料収入、場外車券場の手数料収入					
12	宝くじ		8030261500	宝くじ	当せん金付証券法に基づき地方公共団体が実施する宝くじのサービスをいう。宝くじの実施を他者に委託して行う場合を含む。 ○全国自治宝くじ、ブロックくじなど	一次原案生産物リスト及び既存統計調査の調査項目を踏まえて設定。				
12.01	スピードくじ	一部が、賞金、賞金の可能性、トークンが当選すると定められている、トークンやカードを販売する賭博事業の利用や賭博の提供。トークンは、当選者が、スクラッチやプルタブ、または類似の仕掛けで決定される。 含まれるもの: インスタントくじ、プレークオープンくじ、また、スクラッチくじなど。	8030261503	宝くじ(宝くじ売りさばき・当せん金支払受託サービスを除く)	宝くじの発売を行うサービス。 ○宝くじ販売収入	発売事務受託銀行が行う販売運用に係る収入及び宝くじ販売の全体の売り上げ				
			8030261506	宝くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービス)	委託を受けて宝くじの売りさばき及び当せん金の支払いを行うサービス ○宝くじ売りさばき・当せん金支払手数料収入					
12.02	ロト	参加者が選んだ番号が全てまたは一部が抽選と一致した時に、賞金が得られる、運がものを言うゲームの利用や賭博の提供。賞品の量は、掛け金の総額と当選者の数に基づいて変化する。特定のくじの勝者なしの掛け金総額の積み重ね(「ロールオーバー」)は次のくじに回される。	8030261800	スポーツ振興くじ	スポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじのサービスをいう。スポーツ振興くじの実施を他者に委託して行う場合を含む。	一次原案生産物リスト及び既存統計調査の調査項目を踏まえて設定。				
			8030261803	スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービスを除く)	スポーツ振興くじの発売を行うサービス。 ○スポーツ振興くじ販売収入					
			8030261806	スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービス)	委託を受けてスポーツ振興くじの売りさばき及び当せん金の支払いを行うサービス ○スポーツ振興くじ売りさばき・当せん金支払手数料収入					

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	803 競輪・競馬等の競争場、競技団
細分類	8031競輪場, 8032競馬場, 8033自動車・モーターボートの競走場, 8034競輪競技団, 8035競馬競技団, 8036自動車・モーターボートの競技団, (7999他に分類されないその他の生活関連サービス業(宝くじ))

○生産物分類の設定にあたり、産業分類(細分類)の「開催会場」「競技団」を統合し、競技ごとに設定。
 ○「7999他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、「宝くじ売りさばき業」を含め、「宝くじ」、「スポーツ振興くじ」を設定。バスケット項目のその他を非設定。
 ○公営競技及びひくじの売上高について、払戻金を含めるか、否か。

(注)分類コード(5, 6桁目)
 ○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
 1:事業者向け 1:有形財
 2:一般消費者向け 2:無形財
 6:輸出向け 4:卸売サービス
 9:混在・不明 5:小売サービス
 6:サービス(卸売・小売を除く)
 9:混在・不明

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	グループ名	具体的回答例
12.03	ビンゴ			-		本産業の生産物として想定されないため、分類項目として設定しない				
12.04	慈善賭博									
12.05	その他の宝くじ	その内の幾らかが当たる、チケットなどのトークンを販売する、運がものを言うゲームの利用や賭博の提供、インスタントウィン宝くじを除く。含まれるもの:「キノ」ゲーム、ビンゴゲーム、また、ラッフル。結果は後で出されるものとする限りの、インターネットで宝くじの購入。								
12.06	インターネット賭博	インターネットのサイトを使用した対話形式でなされる、運がものを言うゲームの利用や賭博の提供。含まれるもの:賭博場が相手になるインターネットゲームの賭け、また、他の参加者が相手になるゲームの賭け。								
13	宝くじ、その他の賭博のチケット(料金・手数料)の販売	手数料を徴収する、他の人へ運がものを言うゲーム(例えば、スピードくじ、昔ながらの宝くじ、ロト、など)また、「スポーツ賭博」のチケットの販売。								
14	駐車サービス	自動車、オートバイ、自転車用の駐車場の提供。含まれるもの:アパートの駐車場やガレージで提供される駐車サービスなどの居住用駐車スペース。	P	駐車場・自転車駐輪場サービス						
			P	駐車場サービス	自動車、オートバイの駐車スペースを提供するサービス。	一次原案生産物リストを踏まえて設定。				
			P	自転車駐輪場サービス	自転車の駐輪スペースを提供するサービス。	〃				
15	スポーツ・娯楽・その他のイベント用スペースのレンタル	スポーツ、エンターテインメント、その他のイベントを紹介するためのスペースのレンタルまたはリース。含まれるもの:競技場、競技場、劇場のレンタルまたはリース		-		各種公営競技の(その他収入)に含まれる				
16	コイン式セルフサービスギャンブルマシンのホスティング	電子的及び機械的なギャンブルマシンへのアクセスを提供する。この製品で使用されるギャンブルマシンは、ディーラーとは独立して機能し、タイミングはギャンブラーによって制御される。含まれるもの:スロットマシン、ビデオ宝くじ端末、ビデオポーカーへのアクセスを提供する。コイン式及びその他のセルフサービスギャンブルマシン。除外項目:端末を使用してギャンブラーがベットすることを可能にするテーブルゲームは、製品1.1の表賭博ゲームです。ギャンブラーが賭けをすることができる端末を使用して演奏されたが、そうでなければ宝くじとして動作するキノゲームは、ロットリーズの製品1.4に含まれています。インターネットを介して行われるギャンブルは、実際のまたはシミュレートされたもので、製品1.5、インターネットギャンブル製品に含まれます。手数料や手数料のためにギャンブルマシンをホスティングすることは、コイン式のギャンブルマシンをホスティングする製品1.7にあります。		-		本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない				
17	著作権により保護された知的財産物の使用許諾	著作権法によって暗黙又は明示的に保護される知的財産のライセンス(例:ソフトウェア、書籍、映画、音楽作品、舞台芸術作品、建築図面、美術品など)	P	映像著作物の使用許諾サービス		知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
17.01	著作権により保護された視聴覚作品の配信許諾(他者向け)	ライセンスが所有または管理する著作権によって保護された視聴覚作品を、映画館、テレビ、および家庭用ビデオレンタル市場に配布する許可を与えるか、または他の販売業者にそのような権利をサブライセンスする(他者向け)。	P	映像著作物の使用許諾サービス(テレビ・ラジオ等放映権付与サービスを除く)	映画、ビデオ、動画、テレビ番組、アニメーション、テレビCMなどの著作権法により保護された映像著作物の使用許諾サービスをいう。×スポーツ中継、演劇・演芸・音楽等のライブ公演等の放映権	本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
			P	テレビ・ラジオ等放映権付与サービス	テレビ放映権料、ラジオ放送権料、インターネット放映権料など					
17.02	著作権により保護された視聴覚作品の公開、放送、レンタル許諾	ライセンスが所有または管理している著作権によって保護されている視聴覚作品を展示、放送、およびレンタルする許可を与える。この製品は、ディストリビューターと出展者、テレビネットワーク、テレビ局、ビデオレンタル店などとの間で取引されます。含まれるもの:通常、劇場、テレビ、家庭用ビデオレンタル市場向けのライブアクションまたはアニメーション映画、ビデオ、デジタルメディアなどの国内ライセンス。"収益分配"契約と呼ばれるライセンス契約。シンジケーションで作品を使用するためのライセンス。ライセンスによる一時的な権利移転。販売による個人の権利の恒久的な移転。	P	映像著作物のオリジナル		知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
17.03	他に分類されない、著作権により保護された視聴覚作品のその他の使用許諾	著作権により保護された視聴覚作品のその他の使用許諾に分類されないサービス。	P	映像著作物のオリジナル	映画、ビデオ、動画、テレビ番組、アニメーション、テレビCM、スポーツ中継の録画などの著作権法により保護された映像著作物のオリジナル(フィルム、ビデオテープ、デジタルデータ等により記録されたもの)をいう。	本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				

日本標準産業分類(2013年改定)

大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	803 競輪・競馬等の競争場、競技団
細分類	8031競輪場、8032競馬場、8033自動車・モーターボートの競走場、8034競輪競技団、8035競馬競技団、8036自動車・モーターボートの競技団、(7999他に分類されないその他の生活関連サービス業(宝くじ))

○生産物分類の設定にあたり、産業分類(細分類)の「開催会場」「競技団」を統合し、競技ごとに設定。
 ○「7999他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、「宝くじ売りさばき業」を含め、「宝くじ」、「スポーツ振興くじ」を設定。バスケット項目のその他を非設定。
 ○公営競技及びびくじの売上高について、払戻金を含めるか、否か。

(注)分類コード(5、6桁目)

- 5桁目(需要先識別コード)
- 6桁目(財・サービス識別コード)
- 1: 事業者向け
- 2: 一般消費者向け
- 3: 輸送向け
- 4: 卸売サービス
- 5: 小売サービス
- 6: サービス(卸売・小売を除く)
- 7: 混在・不明
- 8: 有形財
- 9: 無形財
- 0: 無形財
- 1: 無形財
- 2: 無形財
- 3: 卸売サービス
- 4: 小売サービス
- 5: サービス(卸売・小売を除く)
- 6: サービス(卸売・小売を除く)
- 7: 混在・不明

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	グループ名	具体的回答例
17.04	著作権により保護された知的財産物の使用許諾(視聴覚作品、楽曲及び録音を除く)	ライセンサが所有または管理する著作権で保護された知的財産の使用。 コンピュータソフトウェア、ブック、スクリーン、映画とステージ演劇原稿、振り付けと音楽の構成、イメージ効果のデザイン、舞台芸術の作品、建築の図面、写真と美術のように暗黙または明示的に著作権で保護されているプロパティを使用するためのライセンスを含む。 含むもの: 放送、出版、複製、記録、改変、組み込み、配布のライセンス許諾、または合意された期間、方法、場所において著作権保護された知的財産の賃貸権(別の形式、媒体、言語または地域での再生産権又はこれらへの適応権利)のライセンス許諾。ライセンスによる一時的な権利移転。権利売却を通じた、個別または一部の権利(本及び/または映画に限定、というような)の恒久的移転 除くもの: 知的財産の売却により付与されたすべての権利の恒久的移転。スポーツイベントを放送する権利を付与する。		-						
18	商標により保護された知的財産物の使用許諾	ライセンサーが所有または管理している商標権(名称、シンボル、ロゴなど)の商業的使用。	P	産業財産権等の使用許諾サービス	産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)のほか、回路配置利用権、育成者権、ノウハウ(技術情報)等の使用許諾サービスをいう。	知的財産関連生産物の設定方針(案)を踏まえて設定				
			P	商標権の使用許諾サービス	商標権の使用許諾サービスをいう。 ○商品化権料収入	知的財産関連生産物については、今後、個別分野における議論を踏まえて、産業横断的に整理する予定				
19	契約のもとに制作された舞台芸術のライブ公演	プロモーター、会社の所有者などとの契約に基づき、舞台芸術の生公演を行うこと。		-		本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない				
20	スポーツイベント放送及びその他のメディア権	イベント、施設または音、画像、その他の情報を商業活動に利用する目的で、スポーツイベント、施設への利用権を与える。 除外: スポーツイベントの著作権で保護された原放送を再放送または再利用する権利のライセンスは、著作権で保護された知的財産を放送する権利のライセンス。		-		映像著作物の使用許諾サービスに含まれる				
20.01	スポーツイベント放映権	放送メディア(テレビ、ラジオ、インターネット、衛星、ケーブルを含む)の選定された一員に、チーム、リーグその他の団体が所有するスポーツイベントの生放送を制作し利用する権利を与える。 契約は、ライブ放送イベントの放送を商業的に利用することが許可されている方法および放送から作成された知的財産の所有権に関して、各放送事業者に付与される特定の権利の限度を定めている。 除外: スポーツイベントの著作権で保護された原放送を再放送または再利用する権利のライセンスは、著作権で保護された知的財産を放送する権利のライセンス。		-						
20.02	その他のスポーツイベントメディア権	イベント、施設または音、画像、その他の情報を商業活動に利用する目的で、スポーツイベント、施設への利用権を与える。契約は、許可されている利用の種類を定義し、音、画像、その他の情報に関連する知的財産権の所有権を指定することができます。 除外項目: 著作権で保護されたスポーツイベントのオリジナルブロードキャストを再放送または再利用する権利をライセンスすることは、著作権で保護された知的財産を放送する権利のライセンス。		-						
21	契約のもとに制作されるライブスポーツイベント	契約のもとに制作されるライブスポーツイベント		-		前出の各種公営競技サービスに含まれる				
22	出版物の広告スペース	新聞、定期刊行物、書籍、データベース、ディレクトリなどの出版物に広告を掲載するためのスペースを提供。 含まれるもの: 出版物、オンライン、電子媒体などの出版物のスペース。広告スペースの提供にバンドルされた広告の作成とデザイン。	P	広告場所提供サービス		G情報通信業における「広告場所提供サービス」の議論を踏まえて検討				
23	テレビCM枠	コマーシャルなどの広告コンテンツの放送のためのテレビの放送時間を提供。	P	広告場所提供サービス		一次原案生産物リストを踏まえて設定				
24	ラジオCM枠	コマーシャルなどの広告コンテンツの放送のためのラジオの放送時間の提供。		-		広告場所提供サービスに含まれる				
25	インターネット広告	インターネットを介して配信される電子広告メッセージのためのスペース。 含むもの: パナー広告、ボタン、テキストリンク、インタースティシャル広告、リッチメディア広告、ストリーミングオーディオ広告、ストリーミングビデオ広告など。広告スペースの提供にバンドルされた広告の作成とデザイン。		-						
26	専用ディスプレイ広告メディアスペース	ディスプレイ広告メディアスペースのリース。 (リース契約には、保管やローテーションなどの追加サービスが含まれる場合がある。)		-						
27	その他の広告スペース、時間及び類似したサービス	その他の広告スペースと時間の有料販売および広告に関連するサービス。		-						
27.01	会場の命名権	通常、企業に販売され、会社のブランド名を浸透させるため、舞台芸術や顧客のスポーツ会場に名前を付ける権利を与える。	P	広告機会提供サービス		本分類については、G情報通信業の議論を踏まえて検討				
27.02	スポンサーシップ権	特定の商品またはサービス、または企業や他の事業体を、別の事業体が行う活動、製品、プロジェクトと関連付ける権利を与える。	P	施設命名権付与サービス(ネーミングライツ)						

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	803 競輪・競馬等の競争場、競技団
細分類	8031競輪場, 8032競馬場, 8033自動車・モーターボートの競走場, 8034競輪競技団, 8035競馬競技団, 8036自動車・モーターボートの競技団, (7999他に分類されないその他の生活関連サービス業(宝くじ))

○生産物分類の設定にあたり、産業分類(細分類)の「開催会場」「競技団」を統合し、競技ごとに設定。
 ○「7999他に分類されないその他の生活関連サービス業」のうち、「宝くじ売りさばき業」を含め、「宝くじ」、「スポーツ振興くじ」を設定。バスケット項目のその他を非設定。
 ○公営競技及びびくじの売上高について、払戻金を含めるか、否か。

(注)分類コード(5, 6桁目)
 ○ 5桁目(需要先識別コード) ○ 6桁目(財・サービス識別コード)
 1: 事業者向け 1: 有形財
 2: 一般消費者向け 2: 無形財
 6: 輸出处 4: 卸売サービス
 9: 混在・不明 5: 小売サービス
 6: サービス(卸売・小売を除く)
 9: 混在・不明

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト			G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	グループ名	具体的回答例
27.03	承認サービス	プロのアスリートやバフォーマー、スポーツチーム、舞台芸術団体や企業によって製品の協賛。	P	スポンサーシップサービス						
27.04	独占権	売り手が特定の商品やサービスのみを販売するよう要求する権利を与えること。	P	独占権付与サービス						
27.05	他に分類されない広告スペース、時間及び類似したサービス	出版物の広告スペースなどに分類されない広告スペース、時間及び類似サービス。	P	その他の広告機会提供サービス		公営競技における冠競争などを想定				
28	広報イベント管理サービス	特別のイベントやイベントの後援などを活用した広報戦略の策定と実施。		-		本産業の副業として想定されないため、分類項目として設定しない				
29	レース用動物トレーニングサービス	競走馬や他の動物の訓練における専門知識の提供。								
			P	スポーツ施設利用サービス						
		12, 13	P	その他のスポーツ施設利用サービス	その他のスポーツを行うための施設を利用させるサービス。競馬場、競輪場等の賃貸を含む。	804スポーツ施設提供業				

日本標準産業分類(2013年改定)	
大分類	N 生活関連サービス業、娯楽業
中分類	80 娯楽業
小分類	804 スポーツ施設提供業、805 公園、遊園地、806 遊戯場、809 その他の娯楽業
細分類	8041 スポーツ施設提供業(別掲を除く)、8042 ゴルフ場、8043 ゴルフ練習場、8045 ボウリング場、8046 テニスコート、8047 バッティング・テニス練習場、8048 フィットネスクラブ 8051 公園、8052 遊園地(テーマパークを除く)、8053 テーマパーク 8061 ビリヤード場、8062 囲碁・将棋所、8063 マージャンクラブ、8064 パチンコホール、8065 ゲームセンター、8069その他の遊技場 8091 ダンスホール、8092 マリーナ業、8093遊漁船業、8094 芸芸業、8095 カラオケボックス業、8096娯楽に附帯するサービス業、8099 他に分類されない娯楽業

(注)分類コード(5、6桁目)
○ 5桁目(需要先識別コード)
1:事業者向け
2:一般消費者向け
6:輸向け
9:混在・不明

○ 6桁目(財・サービス識別コード)
1:有形財
2:無形財
4:卸売サービス
5:小売サービス
6:サービス(卸売・小売を除く)
9:混在・不明

E列 一次原産生産物リスト		F列 二次原産生産物リスト	G列 既存統計調査の調査品目名			H列 調査研究結果				
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
			P	小売りサービス		I 卸売業、小売業の議論を踏まえて検討	スポーツ施設提供業 ＜平成23年産業連関表＞ 細品目(10桁)名		スポーツ施設提供業	
			P	小売りサービス		”	体育館 ゴルフ場 ゴルフ・バッティング・テニス練習場 ボウリング場 テニスコート フィットネスクラブ スポーツ施設提供業(別掲を除く。)		物品賃貸サービス	物品レンタル収入 卓球、ビリヤード利用収入 貸与品収入 ゴルフボール貸出料収入
1	キャンディー、包装されたクッキー、スナック食品の小売販売	再販のために自己勘定で購入された商品の小売又は他人のための手数料又は手数料ベースでの販売。自動販売機の販売を含む		-		「小売りサービス」に含まれる			火葬・墓地管理サービス	霊園使用料・管理料収入 入会金収入 競技参加料収入 会費収入
2	清涼飲料・ノンアルコール飲料の小売販売	再販のために自己勘定で購入された商品の小売又は他人のための手数料又は手数料ベースでの販売。自動販売機の販売を含む		-					スポーツサービス	フィットネスクラブ売上収入 バッティングセンター収入 スポーツ補助・指導サービス収入 ゴルフ練習場使用料収入 ゴルフ場収入
			P	飲食サービス(給食サービスを除く)		M 宿泊、飲食サービス業の議論を踏まえて設定	＜国民経済計算(平成23年基準版)＞ コモ法6桁分類名		スポーツ施設提供業・公園・遊園地	ゴルフ場収入
			P	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理・提供するサービスをいう。○レストラン、大衆食堂、専門料理店、居酒屋、社員食堂(給食サービスを除く)、ホテルのルームサービス	一次生産物リストを踏まえて設定。	＜平成28年経済センサス-活動調査＞ 調査品目名			ゴルフ場プレイ収入 ゴルフ場カート利用料収入 キャディーフィー収入
			P	持ち帰り飲食サービス	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内(車両などを含む)で調理し、持ち帰る状態で販売するサービスをいう。○持ち帰り弁当、移動販売(調理を行うもの)	”	内容例示 興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための施設を提供する事業 【収入例示】 ○ 施設利用料収入、会費収入など 【内容例示】 ○ 陸上競技場、野球場、サッカー場、馬術場、漕艇場 ○ 体育館、競泳プール、スケート場、バレーボール場、柔道場、剣道場、弓道場 ○ ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、テニス練習場、バッティングセンター ○ フィットネスクラブ など × パターゴルフ⇒「4531 遊戯場事業(パチンコホールを除く)」× 野球場(プロ野球興行用)⇒「4526 興行事業(映画館を除く)」		施設場所賃貸サービス	時間貸し収入 施設使用料収入 テニスコート使用料収入
			P	配達飲食サービス(給食サービスを除く)	客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理し、客の求める場所に配達するサービスをいう。○宅配ピザ屋、仕出し料理、配達サービス(給食サービスを除く)、ケータリングサービス×ホテルのルームサービス		スポーツ施設提供事業(興行施設を除く)		施設サービス	施設使用料収入(スポーツ施設等の使用料)
3	即時消費のため、調理提供又は分配された食事、軽食、その他の食品・ノンアルコール飲料	即時消費のために調理提供又は分配された食事、スナック、その他の食品、ノンアルコール性飲料(調理やその他の準備がほとんど又は全くない状態での消費の準備がきているもの)		-		「店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)」又は「持ち帰り飲食サービス」に含まれる	卸売収入を得た相手先別収入額(%)<H24経済センサス> （スポーツ施設提供業）		施設管理サービス	施設管理収入 施設管理運営収入 指定管理料収入
4	即時消費のため、調理又は分配されたアルコール飲料	即時消費のために開いた容器やグラスで調理提供又は分配されたアルコール飲料		-			個人(一般消費者) 88.8% (他の企業・団体)民間 5.9% (他の企業・団体)公務 5.1% 海外取引 0.0% 同一企業内取引 0.1%		飲食サービス	喫茶収入 飲食代収入 レストラン収入
5	成人男性用衣料の小売販売			-		「小売りサービス」に含まれる	同一企業内取引 0.1%		不動産サービス	不動産収入
6	成人女性用衣料の小売販売			-			（スポーツ施設提供業） 個人(一般消費者) 56.0% (他の企業・団体)民間 12.6% (他の企業・団体)公務 30.7% 海外取引 0.0% 同一企業内取引 0.7%		不動産賃貸サービス	土地貸与収入 家賃収入
7	子ども服の小売サービス(男児・女児・乳幼児の被服、アクセサリーの小売サービスを含む)			-			（スポーツ施設提供業(別掲を除く)） 個人(一般消費者) 94.1% (他の企業・団体)民間 5.7% (他の企業・団体)公務 0.2% 海外取引 0.0% 同一企業内取引 0.0%		駐車場サービス	駐車場収入
8	他に分類されない家庭用品・身の回り品のレンタル、リース			-		副業として想定されないため、分類項目として設定しない。	（体育館） 個人(一般消費者) 30.6% (他の企業・団体)民間 9.3% (他の企業・団体)公務 60.2% 海外取引 - 同一企業内取引 -		卸売サービス	物品販売収入 売上収入
9	書籍の小売販売			-		「小売りサービス」に含まれる	（ゴルフ場） 個人(一般消費者) 94.1% (他の企業・団体)民間 5.7% (他の企業・団体)公務 0.2% 海外取引 0.0% 同一企業内取引 0.0%		教養・技能教授サービス	たばこ販売収入 レッスン収入 スポーツ教室参加料収入 ゴルフ練習場指導サービス収入 キッズスクール収入
10	雑誌・新聞の小売サービス(定期発行漫画本を含む)			-			（ゴルフ練習場） 個人(一般消費者) 95.9% (他の企業・団体)民間 3.6% (他の企業・団体)公務 0.0% 海外取引 0.0% 同一企業内取引 0.5%		物品預かりサービス	ロッカー契約料収入 名義書換料収入 補助金収入 諸費収入 自動販売機収入
11	玩具、ゲーム、趣味・工作用品の小売サービス			-			（ボウリング場） 個人(一般消費者) 96.9% (他の企業・団体)民間 2.9% (他の企業・団体)公務 0.2% 海外取引 - 同一企業内取引 -		その他	指導サービス委託料収入 飲料水・ゲーム機等収入 委託手数料収入 委託金収入 プリペイドカード売上収入 その他の収入
12	舞台芸術のライブ公演の入場料			-		副業として想定されないため、分類項目として設定しない。	（テニス場） 個人(一般消費者) 87.8% (他の企業・団体)民間 8.0% (他の企業・団体)公務 4.2% 海外取引 - 同一企業内取引 -		(回答のあった事業所数: 25)	
13	教育ツアー	教育目的を達成するために設計された旅行やツアーにおいて学校教育を行う。 × 文化的、歴史的または自然のテーマを持つ旅行ツアー。		-			（パティンク・テニス練習場） 個人(一般消費者) 95.1% (他の企業・団体)民間 4.7% (他の企業・団体)公務 0.2% 海外取引 -		公園、遊園地	公園、遊園地
14	レクリエーション・スポーツ・フィットネス機器の賃貸サービス(ボート、オートバイ、その他のスポーツ用乗物、及び楽器を含む)		P	スポーツ・娯楽用品のレンタル	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ、娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなどのレンタル	K 不動産賃貸業・管理業の議論を踏まえて設定			物品賃貸サービス	賃貸料収入 入館料収入 入園料収入 体験料収入 施設使用料収入
			P	スポーツ用品のレンタル	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボートなどのレンタル	一次生産物リストを踏まえて設定。			宿泊サービス	宿泊料収入
			P	娯楽用品のレンタル	娯楽用品、娯楽用テントなどのリース	”			飲食サービス	飲食代収入 レストラン収入
15	レクリエーション・スポーツ・フィットネス機器の保守・修理サービス(ボート、オートバイ、その他のスポーツ用乗物、及び楽器を含む)	スポーツ用品およびレクリエーション用品の部品交換を含む、メンテナンスおよび修理サービスの提供。		-		副業として想定されないため、分類項目として設定しない。			駐車場サービス	駐車場収入
16	ゴルフ場・カントリークラブサービス	ゴルフ場やカントリークラブのグリーンやその他のスポーツ施設を利用できるようにする。この生産物の収益には、シングルラウンド又はマルチラウンド双方のグリーン使用料、年会費、払い戻し不可能な入会費、及びテニス、水泳、その他のスポーツやレクリエーション施設を利用するための別途料金が含まれる。		-		「ゴルフ場サービス」に含まれる			卸売サービス	販売 売上収入
				-					その他	雑収入
				-					(回答のあった事業所数: 5以下)	
				-					遊戯場	遊戯場
				-					スポーツサービス	会費収入 遊戯場収入 麻雀貸卓料収入 ボウリング場収入 ビリヤード場収入

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
9.01	ゴルフ場・カントリークラブの会員サービス						同一企業内取引 (フィットネスクラブ)		アミューズメントサービス	ピリヤード及びダーツ機器使用料収入
9.02	ゴルフ場・カントリークラブサービスのグリーン及びゲスト料金						個人(一般消費者) 93.1% (他の企業・団体)民間 5.4% (他の企業・団体)公務 1.5% 海外取引 -			パッティングセンター売上収入
10	スキー施設サービス	入場料、リフト券、歩道料、リフトと歩道へのアクセスを提供する年間会員費、払い戻し不可能な入会費を含む。		-		副業として想定されないため、分類項目として設定しない。	同一企業内取引 (スポーツ施設提供業 内格付不能) 0.0% 個人(一般消費者) 70.5% (他の企業・団体)民間 12.7% (他の企業・団体)公務 16.7% 海外取引 -			パチンコ業収入
11	フィットネス・レクリエーションスポーツセンターサービス	フィットネスやレクリエーションスポーツ施設のフィットネスとレクリエーションスポーツサービスを提供する。フィットネスクラスなどのサービスが、入場料に含まれる場合がある。この生産物の収益には、フィットネスセンター会員費、返金不可能な入会費、入場料、およびテニスコート、スイミングプール、スケートリンク、ウェイトルーム、スカッシュコート、またはその他の施設を使用するための別途料金が含まれる。		-		「フィットネスクラブサービス」に含まれる。	同一企業内取引 0.1%			セット売上収入
11.01	フィットネス・レクリエーションスポーツセンターサービス(ローラースケート及びアイススケートリンクサービスを除く)									ゲームセンター売上収入
11.01.01	フィットネス・レクリエーションスポーツセンター会員									イベント事業運営収入
11.01.02	フィットネス・レクリエーションスポーツセンターの入場料									アミューズメント施設売上収入
			8000960300	スポーツ施設利用サービス	主としてプロスポーツの興行に使用されるスポーツ施設を含む。	混在型として設定				アミューズメント施設運営収入
			8000160303	野球場利用サービス	主として野球競技を行うための施設を利用させるサービス	他の参考資料などより設定				飲食サービス
			8000160306	サッカー場利用サービス	主としてサッカー競技を行うための施設を利用させるサービス	〃				広告サービス
			8000260309	ゴルフ場利用サービス	ゴルフ競技を行うための施設を利用させるサービス。 ○ゴルフ練習場、キャディーサービス	調査研究結果を踏まえて設定				不動産賃貸サービス
			8000260312	フィットネスクラブ利用サービス	室内プール、トレーニングルーム、スタジオなどの運動施設を有し、会員に利用させるサービス。	〃				不動産賃貸サービス(事業用)
			8000260315	ボウリング場利用サービス	ボウリング競技を行うための施設を利用させるサービス。	〃				不動産賃貸サービス(事業用)
		13,14	8000260399	その他のスポーツ施設利用サービス	その他のスポーツを行うための施設を利用させるサービス。競馬場、競輪場等の賃貸を含む。 ○テニスコート、アイススケート場、卓球場、フットサル場、パッティングセンター、テニス練習場、ボウリングジム、プール	バスケット項目として設定				店舗リース収入
11.02	ローラースケートリンクサービス			-						卸小売サービス
11.03	アイススケートリンクサービス			-						物品販売収入
12	その他のレクリエーション・スポーツ・フィットネスサービス	顧客がスポーツやレクリエーション活動に参加するための施設や活動を提供するもので、他に分類されないもの。		-					商品売上収入	
12.01	ボウリング場サービス	5ピンまたは10ピンのボウリングをする目的で、ボウリングレーンにアクセスして使用すること。この生産物の収益には、入場料と使用料、又は年会費及び返金不可の入会手数料が含まれています。		-					ピリヤード用品販売収入	
12.02	ダンスホール及びクラブの入場料(席料を含む)	個人やグループがダンスホール、ディスコ、クラブと同様に音楽が演奏され、利用者がダンスすることができる場所へのアクセスの許可。入場料には飲み物代が含まれる場合がある。この生産物の収入には、入場料、カバレッジ費、入会権のために主に支払われる入会費が含まれる。		-					ダーツ用品販売収入	
12.03	その他の全てのレクリエーション・スポーツ・フィットネスサービス	顧客がスポーツやレクリエーション活動に参加できるような施設や活動を提供。例:アーチェリー、カール、乗馬などのスポーツやレクリエーション活動への参加者としてのアクセス。釣り桟橋、ゴルフ練習場、ウォータースライドなどのレクリエーション施設へのアクセス。		-					外貨両替収入	
13	キャディーサービス	ゴルフの試合中にプレーヤーのゴルフクラブを選び、プレーヤーにアドバイスを提供する。サービスを提供する人は「キャディ」と呼ばれる。		-					受取手数料収入	
14	狩猟・釣りのガイドサービス	釣りや狩猟に良い場所への案内、テクニックのアドバイスを提供する。ガイドは、クライアントをその場所に連れて行き、通常は食事を提供する。		-					自動販売機手数料収入	
15	健康評価・個人用フィットネストレーニングサービス	健康評価は、医者以外の専門家が人の身体状態を評価すること。サービスでは、体脂肪、心肺状態、弾力および身体姿勢などの特性を測定するテストを使用する場合がある。また、食事や睡眠パターンなどの個人習慣の調査が含まれる場合もある。個人用フィットネストレーナーは、個人向けにカスタマイズされたエクササイズやフィットネスプログラムを提供し、そのプログラムに従う人々を支援する。		-					その他の娯楽サービス	
16	プレジャーボートの入渠、進水、装備、保管サービス			-						

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
16.01	プレジャーボートの入渠サービス	マリナーや他の施設で、一定期間、プレジャーボートを入渠させるための空間の提供、及び上下架サービスを提供する。電気、水、下水汲み出しなどのユーティリティーサービスの提供を含む場合もある。この生産物の収益には、マリナーとヨットクラブの年会費、払い戻し不可能な入会費、一時的な手数料、テニス、スイミングなどの施設を利用するための別途料金が含まれる。					個人(一般消費者) 38.4% (他の企業・団体)民間 4.1% (他の企業・団体)公務 56.7% 海外取引 - 同一企業内取引 0.7% (遊園地(テーマパークを除く))			
16.02	プレジャーボートの進水サービス	顧客がプレジャーボートを水上へ下架するか、水上から上架することを可能にするサービスを提供する。					個人(一般消費者) 93.9% (他の企業・団体)民間 5.4% (他の企業・団体)公務 0.6% 海外取引 - 同一企業内取引 0.1%			
16.03	プレジャーボート向け給水、排水、及びその他の設備	入渠とは別に有料での、マリナーにおけるプレジャーボートへの汚水汲み上げ、給水、テレビサービス、電話サービスといったユーティリティーサービスの提供。					(テーマパーク) 個人(一般消費者) 95.4% (他の企業・団体)民間 2.4% (他の企業・団体)公務 0.4% 海外取引 1.6% 同一企業内取引 0.1%			
16.04	プレジャーボートの保管サービス	プレジャーボート保管サービスの提供。一般的に、このサービスには、プレジャーボートの水上から上架、水およびガスの排出、保護された場所での一定期間のプレジャーボートの保管、そして水上への下架が含まれる。×プレジャーボートの修理および保守。					(公園、遊園地 内格付不能) 個人(一般消費者) 37.7% (他の企業・団体)民間 12.3% (他の企業・団体)公務 50.0% 海外取引 - 同一企業内取引 0.0%			
17	アマチュアスポーツチーム・クラブサービス	アマチュアスポーツチーム、リーグ、団体が提供するスポーツ施設へのアクセス。この生産物の収益には、年間クラブ会員費、払い戻し不可能な入会費、及び施設使用、またはスポーツに参加するためのあらゆる別途費用が含まれる。				副業として想定されないため、分類項目として設定しない。				
18	スポーツーナメント・試合の登録	個人またはチームのメンバーとして、スポーツーナメントや競技会に参加する権利の提供。								
			8000260600	娯楽施設利用サービス(別掲を除く)						一般消費者向けとして設定
			8000260603	ゲームセンター利用サービス	主としてスロットマシン、テレビゲーム機などの遊戯を行うための施設を利用させるサービス。		公園、遊園地			調査研究結果を踏まえて設定
			8000260606	カラオケボックス利用サービス	個室において、主としてカラオケを行うための施設を利用させるサービス					他の参考資料などより設定
			8000260609	インターネットカフェ利用サービス	有償でインターネットに接続可能な端末を店内に有する施設を利用させるサービス。端末の提供と一体的に飲食サービスなどの提供を行う施設もこれに含む。					"
			8000260699	その他の娯楽施設利用サービス	その他のレジャー、アミューズメント施設を利用させるサービス。 ○ダンスホール、釣り堀					バスケット項目として設定
			8000260900	遊園地・テーマパーク利用サービス			公園、遊園地・テーマパーク			一般消費者向けとして設定
			8000260903	遊園地・テーマパーク利用サービス	各種遊戯施設により娯楽を提供する遊園地やテーマパークを利用させるサービス。					JSICを踏まえて設定
19	遊園地・アミューズメント施設サービス					「遊園地サービス」、「テーマパークサービス」又は「ゲームセンターサービス」に含まれる				
19.01	遊園地・アミューズメント施設の入場料	遊園地、テーマパーク、アミューズメント施設の利用や入場を許可する。一回と複数回のチケットとシーズンパスが含まれる。特別イベントに参加するための追加料金が含まれる。入場料には、ゲームや乗り物、ガイド付きツアー、飲食サービスの使用といった、利用の権利に上乗せされた利益が含まれている場合がある。								
19.02	ビデオゲーム	コイン式ビデオゲームの提供。								
19.03	その他のコイン式のゲーム、乗物	ビデオゲーム以外のコイン式のレクリエーションゲームや乗り物の提供。								
19.04	カーニバルのゲーム、機械式乗物、アトラクション	カーニバルゲームとは、賞品の獲得ができるゲームを指す。こうしたゲームは、通常、アミューズメント施設や農産物品評会で行われる。カーニバルゲームの例としては、リングトス、ダーツゲーム、エアガンゲーム、ローブラダーゲームなどがある。機械式乗物とアトラクションは、遊園地やアミューズメント施設の機械式の乗り物、ゲーム、アトラクション(コイン式のものを除く)を指す。これらの提供サービスには、施設の境界内での顧客の輸送(例えば、テーマパーク内の景観ツアー)が含まれる場合がある。								
19.05	水辺の乗物及びアトラクション	ウォーターライド、波止場、イルカとのダイビングなど、水を使ったレクリエーション・ツアーやアトラクションの提供。								副業として想定されないため、分類項目として設定しない
19.06	その他の遊園地・アミューズメント施設の乗物、ゲーム、アトラクション	他に分類されない遊園地やアミューズメント施設の乗り物、ゲーム、アトラクションの提供。 ○ペット動物園、ロッククライミングの壁、お化け屋敷、鏡の家、迷路、インフレーターゲーム、子供向け動物の乗り物等								一部「ゲームセンターサービス」に含まれる
20	テーブル賭博ゲーム	主として人と対戦するテーブル賭博ゲームを提供する。賭け手は、ゲームのオペレータ(「店」)、又は他の賭け手と対戦することができる。他の賭け手との対戦の場合、ハウスは手数料を受け取る。ゲームでは、機械装置を使用することもあるが、ゲームの進行を制御するディーラー等が存在する。								副業として想定されないため、分類項目として設定しない。
20.01	テーブル賭博ゲーム(店が相手)	賭け手がゲームのオペレータ(「店」と対戦するテーブル賭博ゲームを提供する。								

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
20.02	テーブル賭博ゲーム(他の賭け手が相手)	賭け手が他の賭け手と対戦するテーブル賭博ゲームを提供する。店は手数料を受け取る。					個人(一般消費者) 99.7% (他の企業・団体)民間 0.3% (他の企業・団体)公務 0.0% 海外取引 - 同一企業内取引 0.0% (ゲームセンター)			
21	ギャンブルマシン	電子的及び機械的なギャンブルマシンへのアクセスを提供する。ギャンブルマシンは、ディーラーとは独立して機能し、動作のタイミングは賭け手が制御する。					個人(一般消費者) 99.4% (他の企業・団体)民間 0.5% (他の企業・団体)公務 0.0% 海外取引 - 同一企業内取引 0.1% (その他の遊戯場)			
22	レース・スポーツイベントの賭博	不確実な結果があるスポーツやその他の将来の出来事について、パリティチュエルの賭博へのアクセスを提供。例: 競馬やフットボール、野球、バスケットボール、ホッケーなどを対象とした賭け、政治選挙などのスポーツ以外のイベントを対象とした賭け				場外馬券場及び同種の事業が提供するサービスについては803競輪・競馬等の競走場、競技団において他の関連サービスと一体的に検討するため、ここでは分類項目として設定しない。				
22.01	パリティチュエル方式のスポーツギャンブル	すべての賭け手の賭け金をプールし、そこから手数料を取り、残りの金額を勝者に配るタイプの賭けへのアクセスを提供する。					個人(一般消費者) 95.7% (他の企業・団体)民間 4.3% (他の企業・団体)公務 0.0% 海外取引 - 同一企業内取引 -			
22.01.01	パリティチュエル方式のスポーツギャンブル(イベント開催地で)	イベントの開催場所でパリティチュエル方式の賭へのアクセスを提供する。					(遊戯場 内格付不能) 個人(一般消費者) 97.0% (他の企業・団体)民間 2.3% (他の企業・団体)公務 0.0% 海外取引 - 同一企業内取引 0.6%			
22.01.02	パリティチュエル方式のスポーツギャンブル(イベント開催地以外)	イベントの開催場所以外でパリティチュエル方式の賭へのアクセスを提供する。								
22.02	スポーツ及びその他のブックメイキング	不確実な結果があるスポーツやその他のイベントを対象とした賭けへのアクセスを提供する。				副業として想定されないため、分類項目として設定しない	<サービス産業動向調査> 事業内容 内容例示			
23	宝くじ	券を販売するタイプのゲームへのアクセスを提供し、賭けを行う。購入をした者の一部は賞金・賞品を獲得する。					パチンコホール	パチンコ、パチスロ、アレンジボール、じゃん球などを行うための施設を提供し、貸し球又はコインを景品と交換する事業。 【適合事例】 ○パチンコホール、パチンコ店 ○アレンジボール店 ○じゃん球店 ○パチスロ店 【不適合事例】 記載なし		
23.01	スピードくじ	券などを販売するタイプのゲームへのアクセスを提供し、賭けを行う。あらかじめ当たりの券、又は当たりの可能性のある券があらかじめ決定されている。								
23.02	ロト	賭け手が選択した数字の全部または一部が引き出された数字と一致したときに賞品・賞金を獲得するゲームへのアクセスを提供し、賭けを行う。								
23.03	ビンゴ									
23.04	慈善賭博									
23.05	その他の宝くじ									
24	手数料を得るための宝くじ、その他の賭博のチケットの販売	手数料を得るために他者に賭博のチケット(例、スピードくじ、宝くじ、ロトなど)とスポーツ結果予測賭博チケットの販売					遊戯場(パチンコホールを除く)	ビリヤード、囲碁・将棋、マージャン、アーケードゲーム、射的など遊戯を行うための施設を提供する事業。 【適合事例】 ○ゲームセンター ○スロットマシン場 ○ビリヤード場 ○マージャンクラブ、マージャン荘 ○囲碁センター、将棋センター など 【不適合事例】 ×囲碁連盟、将棋連盟 ⇒「その他」※事業所調査は、対象外 ×ポウリング場 ⇒「80-06ポウリング場」 ×パッティングセンター ⇒「80-08 その他のスポーツ施設提供業」		
			P	教養・技能教授サービス	入会した受講生に対して、教養、技能、技術などを教授するサービス。専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む	○教育、学習支援業の議論を踏まえて検討				
			P	音楽・ダンス教授サービス	ピアノ、バイオリン、ギター、カラオケなどの音楽に関する技能・技術又は日本舞踊、社交ダンス、ジャズダンス、バレエなどのダンス・舞踊に関する技能・技術を教授するサービス。専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む					
			P	スポーツ・健康教授サービス	指導者がスポーツの技能や健康、美容などの増進のために、柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授するサービス。専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む	スポーツ施設等の副業として想定されるため設定。				
			P	語学教授サービス	主として外国語会話を教授するサービス。日本語学校、専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む					
			P	職業技能教授サービス	労働者や求職者などに対して、職業に必要な技能や知識を教授するサービス。職業に必要な資格取得のためのものを含む。専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む。○経理・財務、OA事務、機械加工、電気設備、情報処理、デザイン、介護など					
			P	美術・工芸等教授サービス	絵画、彫刻、書道、写真などの美術に関する技能・技術、彫金、陶芸、木彫などの工芸に関する技能・技術を教授するサービス。専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む。○生花、茶道、編物、フラワーデザインなど					
			P	その他の教養・技能教授サービス	他に分類されない教養、技能、技術などを教授するサービスを提供。専修学校(一般過程)、各種学校によるサービスを含む。また、通信教育によるサービスを含む。○そろばん、囲碁、将棋、教養講座、カルチャー教室、家庭教師など。					
25	レジャー・レクリエーション・アスレチックの教授プログラム	レクリエーション及びレジャー関連活動についての活用と能力の開発に焦点を当てた教育プログラムおよびコースを提供する。例: 日中及び夜間の指導キャンプ、自動車運転者の訓練とプライベート飛行機パイロットの訓練								
26	ソーシャルイベントの企画・調整サービス	パーティーや結婚式などのソーシャルイベントやその他の社交会を有料で開催する。 ×集会および見本市のイベントを開催する。					遊漁船	船舶により乗客を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類などの水産動植物を採捕させる事業 【内容例示】 × 遊覧船 ※ 調査票「事業別売上(収入)金額」欄の「⑨」		

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
			P	コインロッカー・一時荷物預かりサービス		749 物品預り業の議論を踏まえて検討		運輸、郵便事業の収入に該当		
			P	コインロッカー・一時荷物預かりサービス	一時的に荷物を預かるサービス。 ○コインロッカー、手荷物預りサービス	一次原案生産物リストを踏まえて設定。	芸ざ	芸ざ(妓)などの娯楽を提供する職業的個人及びこれらを有する事業 【内容例示】 ○ 芸ざ(妓)、置屋、検番 など		
27	他に分類されないセルフサービス機のサービス(保管用ロッカーの賃貸を含む)	他に分類されない、コイン式およびその他のセルフサービス機によるサービスの提供。		-		「荷物預りサービス」に含まれる		個室において、主としてカラオケを行うための施設を提供する事業 【内容例示】 × 飲食を提供する事業に付帯するサービスの場合 ⇒ 「4401 飲食店」 × カラオケと別料金の飲食サービス ⇒ 「4401 飲食店」		
28	駐車サービス	街路上と街路路外両方の自動車、オートバイ、自転車用の駐車場を提供	P	駐車場・自転車駐輪場サービス		K 不動産賃貸業・管理業の議論を踏まえて設定	カラオケボックス	個室において、主としてカラオケを行うための施設を提供する事業 【内容例示】 × 飲食を提供する事業に付帯するサービスの場合 ⇒ 「4401 飲食店」 × カラオケと別料金の飲食サービス ⇒ 「4401 飲食店」		
			P	駐車場サービス	自動車、オートバイの駐車スペースを提供するサービス。	一次生産物リストを踏まえて設定。				
			P	自転車駐輪場サービス	自転車の駐輪スペースを提供するサービス。	”				
27	道路・鉄道による地域、固定ルート旅客輸送	○バス、地下鉄、通勤鉄道、路面電車、トrolleyなどによる輸送サービス。○契約に基づき学生輸送サービス。○契約に基づきホテル、大学、大企業に提供す固定経路による旅客輸送サービス。		-		副業として想定されないため、分類項目として設定しない。	娯楽に付帯するサービス	娯楽に付帯するサービスを提供する事業 【内容例示】 ○ プレイガイド、場外馬券・車券等売場、競輪・競馬等予想 ○ 演劇俳優あっせん、ゴルフ会員券売買(売買あっせんを含む) など × 宝くじ売りさばき事業 ⇒ 「4524 その他の生活関連サービス」		
28	道路による地域旅客輸送(固定ルートを除く)	○チャーターバス(観光バス、高級バス、ミニバス)による地域旅客輸送サービス。○毎日の学校のルート輸送の契約に含まれていない、学校、学区および学校当局によってチャーターされたスクールバスによる地域旅客輸送サービス。○地域タクシーサービス。○地域リムジンサービス。○地域相乗りサービス。					その他の娯楽事業	その他の娯楽を提供する事業 【内容例示】 ○ インターネットカフェ(飲食を主としないもの) ○ 漫画喫茶店(飲食を主としないもの) ○ ジュークボックス、釣堀、金魚すくい など		
29	船舶による地域輸送									
30	長距離・固定ルート道路旅客輸送	長距離輸送は、一般に2つの別々の大都市圏間の輸送またはそれと同等の距離の農村部間の輸送をいう。超過手荷物の輸送などの付随的なサービスを含む。 ○他の旅客輸送業者(航空会社、鉄道会社、バス会社など)または旅行業者を通じて提供される輸送サービス。								
31	長距離道路旅客輸送(固定ルートを除く)	○長距離バスチャーター。○長距離リムジンチャーター。○長距離のタクシー輸送。								
32	沿岸・五大湖固定ルート船舶旅客輸送	○乗客に付随した自動車及び荷物の輸送。○オプションの船室、寝台またはリクライニングスリーパーシートなどの宿泊設備のあるフェリー輸送。								
33	鉄道による観光旅行サービス	主に観光(景色、景色、または雰囲気)を目的とした鉄道輸送を提供する。食事、催し物、解説、アトラクションへの入場、ガイド付き訪問、旅行前/旅行後の輸送が含まれる場合があるが宿泊は含まれない。このサービスは、一般に、出発地点までの往復輸送によって特徴付けられる。								
34	陸上乗物による観光旅行サービス(鉄道を除く)	主に観光(景色、景色、または雰囲気)を目的とした鉄道を除く陸上輸送を提供する。食事、催し物、解説、アトラクションへの入場、ガイド付き訪問、旅行前/旅行後の輸送が含まれる場合があるが宿泊は含まれない。このサービスは、一般に、出発地点までの往復輸送によって特徴付けられる。								
35	船舶による観光旅行サービス(ディナークルーズ、周遊、湾内ツアーを含む)									
36	航空機による観光旅行サービス	主に観光(景色、景色、または雰囲気)を目的とした航空機輸送を提供する。食事、催し物、解説、アトラクションへの入場、ガイド付き訪問、旅行前/旅行後の輸送が含まれる場合があるが宿泊は含まれない。このサービスは、一般に、出発地点までの往復輸送によって特徴付けられる。								
37	クルーズ(遠洋)	クルーズ船での航海、宿泊、娯楽サービスの提供。クルーズは、主に船上でのエンターテインメントやレクリエーションを目的とし、宿泊施設(ほとんどの場合、2泊以上)と食事と飲み物が提供される。								
38	宿泊付バック旅行、カスタマイズされた旅行(クルーズ・教育ツアーを除く)									
38.01	宿泊付バック旅行(クルーズ・教育ツアーを除く)									
38.02	宿泊付カスタマイズ旅行(クルーズ・教育ツアーを除く)									
39	バック旅行の予約サービス	ツアーオペレーター向けの販売代理店または紹介代理店として、パッケージツアー及びカスタマイズツアーを予約することで旅行者を支援します。旅行者の要望の聞き取り、代替案のアドバイス、旅行者のニーズを満たす最良の選択肢の検索、ツアーオペレーターのための確認チケット/バウチャーの発行が含まれる場合がある。								
40	旅行者用の部屋・ユニット式宿泊施設	旅行者などに一時的に宿泊施設を提供する。通常、ベッドを備えた部屋の賃貸を含む。宿泊施設は主要な住居になるようには設計されていない。寝るための設備に、駐車場、食事などの関連サービスが一体となって提供される場合がある。 ○ノーショーや遅い到着で生じる料金のような部屋のレンタルに関連する料金や罰金。○ベッド&ブレイクファストの宿泊サービス。								

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
41	旅行者用レクリエーション車両・テント設置用地	テントの設置またはレクリエーション用車両を駐車するための土地の短期賃貸という形式での旅行者への一時的な宿泊施設の提供。この生産物の収益には、季節によって変動する賃貸料と年会費と払い戻し不可能な入会費が含まれる。								
			P	託児サービス		P 医療、福祉の議論を踏まえて検討	その他の娯楽業	○カラオケボックス ○インターネットカフェ(飲食を主としないもの) ○漫画喫茶(飲食を主としないもの) ○ダンスホール、ダンスホール賃貸業 ○マリナー場、遊漁船業、釣堀業 ○芸芸業 ○ブレイガイド ○ゴルフ会員権買取販売業 ○船宿 ○演劇俳優あっせん業 ○場外馬券売場など 【不適合事例】 ×カラオケ(飲食を提供する事業に附帯するサービスの場合)、カラオケと別料金飲食サービス⇒飲食店(76-01~76-06)に分類。×ピアノ/教授所、ダンス教室⇒82-05 教養・技能教授業(外国語会話教授業、免許・資格取得学習支援業を除く) ×料亭⇒76-04 カレー・スバゲッティ・洋食・料亭・焼肉・各国料理店 ×バー、スナックバー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール、喫茶店⇒76-06 その他の飲食店 ×遊覧船⇒45-01 水運業 ×映画出演者あっせん業⇒41-05 広告制作業 情報制作(編集)サービス業		
42	託児サービス		P	託児サービス	子供の一時預かりサービスを提供する	一次原案生産物リストを踏まえて設定				
43	自己口座における売買目的有価証券・商品契約	キャピタルゲインのための自己勘定での証券および商品契約の売買。				副業として想定されないため、分類項目として設定しない。				
44	小切手換金サービス	額面からの割引または有料での小切手の現金化。								
45	ATMサービス	他の金融機関の顧客にATMサービスを提供する。								
			P	非住宅用建物賃貸サービス(収納スペース賃貸サービス及び他に分類されないスペース賃貸サービスを除く)		K 不動産賃貸業・管理業の議論を踏まえて設定	<平成27年特定サービス産業実態調査>			
			P	事務所用建物賃貸サービス	事務所1棟又はスペースを賃貸するサービス。		事業内容	事業所数、年間売上高(百万円)、年間取扱件数		
			P	店舗用建物賃貸サービス	店舗1棟又はスペースを賃貸するサービス。	一次原案生産物リストを踏まえて設定	調査非対象			
			P	物流施設賃貸サービス	物流施設1棟又はスペースを賃貸するサービス。					
			P	その他の非住宅用建物賃貸サービス	上記以外の用途に用いられる建物1棟又はスペースを賃貸するサービス					
46	商業用スペースのレンタル、リース	店舗の賃貸やリース、建物や施設内のスペース、商品の小売販売やレンタルサービス(レストラン、映画館、銀行、美容院など)。				「店舗用建物賃貸サービス」に含まれる				
			P	自動販売機等設置場所提供サービス		K 不動産賃貸業・管理業の議論を踏まえて設定				
47	コイン式セルフサービスギャンブルマシンのホスティング	スロットマシンやビデオ宝くじ端末などのセルフサービスギャンブルマシンの設置場所を提供。手数料は、マシンの所有者又は貸し手によって支払われる	P	自動販売機等設置場所提供サービス	自動販売機等を設置する場所を提供するサービス。ただし、設置料等の収入を得ているものに限る。	一次原案生産物リストを踏まえて設定				
48	商業・サービス産業用機械装置の賃貸(オペレーターなし)(コイン式ゲーム機等)					副業として想定されないため、分類項目として設定しない。				
			P	広告場所提供サービス		「広告場所提供サービス」の議論を踏まえて検討				
			P	広告場所提供サービス		一次生産物リストを踏まえて設定。				
49	出版物の広告スペース	印刷媒体に広告スペースを提供する。				「広告場所提供サービス」に含まれる				
50	テレビCM枠	商用メッセージや製品やサービスの消費を促進するプログラムなどの広告コンテンツの放送にテレビ放送時間を提供する。								
51	ラジオCM枠	商品やサービスの消費を促進するための商用メッセージやプログラムの放送にラジオ放送時間を提供する。								
52	インターネット広告									
53	ディスプレイ広告メディアスペースのリース	ディスプレイ広告メディアスペースのリース。このリース契約にはストレージサービスやローテーションサービスと行ったような追加的なサービスが含まれる場合もある。○広告のための回路基板の設定、メンテナンス、データ消去。								
54	その他の広告スペース、時間及び類似したサービス									
54.01	電子及びその他の媒体の出版物の広告スペース(オンラインを除く)									
54.02	その他の広告スペース、時間及び類似したサービス									
54.02.01	会場の命名権	舞台芸術や観戦スポーツの会場に名前を付ける権利を与える。この生産物は、通常、企業に販売され、会社のブランド名の露出を増加させる役割を果たす。								
54.02.02	スポンサーシップ権	特定の商品またはサービス、又は企業ないしはその他の事業体に、別の事業体が行う活動、製品またはプロジェクトと関連付ける権利を付与する。例えば、クレジットカード会社が映画祭に対して、映画祭の「公式クレジットカードスポンサー」になるため支払いを行う、といったもの。スポンサーシップには、通常、広告表示スペースの提供が含まれる。排他権が含まれる場合もある。								
54.02.03	承認サービス	プロのアスリートやパフォーマー、又はスポーツチーム、舞台芸術団体や企業による製品の宣伝を提供する。								

E列 一次原案生産物リスト			F列 二次原案生産物リスト				G列 既存統計調査の調査品目名		H列 調査研究結果	
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示など)	分類コード	分類名(案)	定義・内容例示	備考	調査品目名	内容例示	頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案	回答項目例
54.02.04	独占権	特定の商品またはサービスの販売者に対して、その商品またはサービスの中の特定ブランドのみを販売するよう要求する権利を与える。								
54.02.05	他に分類されない広告スペース、時間及び類似したサービス									
55	通信サービス(インターネットカフェ、クルーズ船、会議等)への短期間アクセス			-		一部「インターネットカフェサービス」に含まれる				
56	道路輸送支援サービス	使用料徴収、道路清掃、牽引、都市間輸送用バスターミナルサービス、荷馬車による運搬等、道路による財及び乗客の輸送をサポートするためのサービスを提供する		-		副業として想定されないため、分類項目として設定しない。				
56.01	ヴァン及び自動車相乗り調整サービス	ヴァン及び自動車の相乗りサービスを提供する人とそうしたサービスを探している人との間を取り持つ。								
56.02	その他の道路輸送支援サービス	その他の道路輸送支援サービスを提供する。								
			8000261200	公園利用サービス						
			8000261203	公園利用サービス	樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える場所を利用させるサービス					JSICを踏まえて設定
			8000161500	公園・スポーツ施設管理受託サービス						
			8000161503	公園・スポーツ施設管理受託サービス	公園・スポーツ施設の管理受託サービス(指定管理者による管理サービスを含む。)					調査研究結果を踏まえて設定
			8000261800	パチンコ・パチスロサービス						一般消費者向けとして設定
			8000261803	パチンコ・パチスロサービス	パチンコ、パチスロ、アレンジボール、じゃん球などを行うための施設において、施設内で使用する玉やコインを貸し出すサービス。					JSIC及び他の参考資料を踏まえて設定
			8000262100	プレイガイドサービス						
			8000262103	プレイガイドサービス	イベント等の主催者より販売の委託を受けた、当該イベントに係る将来の入場権や設備使用権などが付与されたチケット及びその予約券の販売					JSIC及び他の参考資料を踏まえて設定
			8000269900	その他の娯楽サービス						一般消費者向けとして設定
			8090269999	その他の娯楽サービス	〇マリナーサービス、芸きサービス、遊漁船、ダイビングサービス					バスケット項目として設定
57	政府による寄付、贈与、助成金			-						設定しない(生産物分類の対象外)
58	全米芸術基金からの寄付、贈与、助成金									
59	その他、連邦、州、郡、市からの全ての寄付、贈与、助成金									
60	民間からの寄付、贈与、助成金									
61	民間(個人)からの寄付、贈与、助成金									
62	民間(財団法人)からの寄付、贈与、助成金									
63	民間(企業及び業界)からの寄付、贈与、助成金									
64	その他の寄付、贈与、助成金(労働組合等のものを含む)									
65	売却された非金融資産からの利益(損失)									
66	政府の料金及び契約を含むプログラムのサービスの収益									